

会 議 録 目 次

平成 2 8 年第 3 回海田町議会定例会（第 1 日目）

平成 2 8 年 9 月 5 日（月）午前 9 時 0 0 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
日 程 第 3	諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（1）議会報告	
	（2）行政報告	
	（3）報告第 4 号 損害賠償額の決定について	
	（4）報告第 5 号 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び 資金不足比率について	
日 程 第 4	同意第 5 号 固定資産税評価審査委員会委員の選任の同意につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	13
日 程 第 5	認定第 1 号 平成 27 年度決算の認定について・・・・・・・・	15
日 程 第 6	認定第 2 号 平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について・・・・・・・・	23
日 程 第 7	一 般 質 問	
	○住吉秀公議員・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	○佐中十九昭議員・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	○下岡憲国議員・・・・・・・・・・・・・・・・	56
	○兼山益大議員・・・・・・・・・・・・・・・・	69
	○桑原公治議員・・・・・・・・・・・・・・・・	77
	（延 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	87

平成28年第3回海田町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 平成28年9月5日（月）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会 （開 議） 9月5日（月）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員（1名）

11番 宮 坂 二 郎

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 富 永 やよい | 2番  | 大高下 光 信 |
| 3番  | 大 江 康 子 | 4番  | 兼 山 益 大 |
| 5番  | 下 岡 憲 国 | 6番  | 住 吉 秀 公 |
| 7番  | 宗 像 啓 之 | 8番  | 桑 原 公 治 |
| 9番  | 岡 田 良 訓 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 12番 | 西 山 勝 子 | 13番 | 崎 本 広 美 |
| 14番 | 前 田 勝 男 | 15番 | 佐 中 十九昭 |
| 16番 | 久留島 元 生 |     |         |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員（1名）

11番 宮 坂 二 郎

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|                     |   |           |
|---------------------|---|-----------|
| 町                   | 長 | 西 田 祐 三   |
| 副 町                 | 長 | 胡 家 亮 一   |
| 企 画 部               | 長 | 鶴 岡 靖 三   |
| 総 務 部               | 長 | 丹 羽 勤     |
| 福 祉 保 健 部           | 長 | 湯 木 淳 子   |
| 建 設 部               | 長 | 久保田 誠 司   |
| 企 画 課               | 長 | 森 原 宏 生   |
| 財 政 課               | 長 | 吉 本 真 人   |
| 総 務 課               | 長 | 中 垣 雅 彦   |
| 税 務 課               | 長 | 近 森 茂     |
| 生 活 安 全 課           | 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 住 民 課               | 長 | 水 川 綾 子   |
| 社 会 福 祉 課           | 長 | 新 藤 正 敏   |
| こ ど も 課             | 長 | 森 川 雅 枝   |
| 長 寿 保 険 課           | 長 | 伊 藤 仁 士   |
| 保 健 セ ン タ ー 所       | 長 | 森 原 知 美   |
| 都 市 整 備 課           | 長 | 龍 岩 広 幸   |
| 建 設 課               | 長 | 木 村 生 栄   |
| 上 下 水 道 課           | 長 | 早稲田 誠     |
| 教 育                 | 長 | 田 坂 裕 一   |
| 教 育 次               | 長 | 石 川 直 之   |
| 学 校 教 育 課           | 長 | 中 川 修 治   |
| 学 校 教 育 課 教 育 指 導 監 |   | 小 林 伸 二   |
| 生 涯 学 習 課           | 長 | 宮 垣 将 司   |
| 代 表 監 査 委 員         |   | 内 田 和 彦   |
| 会 計 管 理 者           |   | 門 前 誠 司   |



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より4番、兼山議員、5番、下岡議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日から9月16日までの12日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は、本日から9月16日までの12日間と決します。この際、執行部の出席を求めるため暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時01分 休憩

午前9時03分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。この際執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から9月16日までの12日間と決しております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会の動きとして、お手元に配付いたしております6月定例会以降の主なものについて報告いたします。まず、7月28日の国道2号東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に副議長が出席いたしました。また、8月25日の平成29年度広島県中央地域振興対策協議会主要施策説明に副議長が出席しました。続いて、7月5日から6日まで総務文教委員会が、7月26日から27日まで福祉厚生委員会が、8月1日から2日まで建設産業委員会が、それぞれ所管事務県外調査を実施され、報告書が提出されておりますのでご参照ください。また、6月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せてご参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。続いて、行政報告について、町長より申し出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田）改めまして、皆さん、おはようございます。それでは、6月定例議会後の行政執行の状況について、ご報告いたします。はじめに、町制施行 60 周年記念事業についてでございますが、8月30日に記念式典を、10月1日に記念イベントの開催を予定しております。記念式典では、各分野の長年功績があった方々を表彰することとしております。また、記念イベントでは、今年5月に実行委員会を立ち上げ、多くの住民の皆様に参加していただき、楽しんでもらえるものになるよう準備を進めております。当日は多くの方々にご来場いただきたいと考えております。次に、梅雨時期の状況についてでございますが、今年は6月4日に梅雨入りし、7月18日に梅雨明けをいたしました。この間に、6月20日から21日にかけての大雨、6月22日から23日にかけての大雨により、瀬野川の水位が氾濫危険水位を超えたため、避難勧告を発令しました。また6月24日から25日にかけての大雨では、それまでの累積もあり、土砂災害の危険性が高まったため、避難準備情報を発令いたしました。これらの大雨による人的被害はございませんでしたが、稲荷町の北側にある飯之山地区などで、里道の一部が崩落しました。復旧工事につきましては、速やかに実施したいと考えております。今回の補正予算に計上させていただいております。この、梅雨時期の一連の大雨への対応でございますが、6月20日からの大雨につきましては、21日午前1時から2時にかけての強い雨で、瀬野川の水位が短時間で急激に上昇したことによる避難準備情報等の発令の遅れや避難所の開設場所に問題があったことに対し、災害対策本部長といたしまして責任を感じているところでございます。この大雨を教訓とし、6月22日以降の対応につきまして、職員体制や避難所の開設場所などについて改善をさせていただきました。今後とも、海田町の防災責任者として、町民の皆様の安全安心が確保できるよう、関連機関と連携を図りながら対応して参ります。続きまして、8月1日に津波や大雨による浸水時に緊急的に避難する施設として、株式会社ガイナコーポレーションとの間で、浸水時緊急避難施設としての使用に関する協定を締結し、新たにガイナステイツ海田市駅前を津波・浸水避難ビルとして指定いたしました。次に、8月19日に大規模災害時における食料、飲料水、生活必需品の供給等に関して、株式会社植田商店、業務用食品スーパー海田店との間で、災害時における支援協力に関する協定を締結しました。続きまして、9月1日に緊急の避難情報や気象情報をメールなどで配信する海田町防災情報メールの運用を開始しました。メールだけではなく、電話・ファックスにも対応しておりますので、多くの方の登録をお願いしたいと考えております。次に、社会福祉法人による施設整備

でございますが、新保育所整備につきましては、6月7日に事業着手され、地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備につきましては、9月初旬から建設工事に着手されます。両施設とも平成29年4月の開設に向け、順調に整備が進められており、町といたしましても、引き続き、事業の円滑な推進に向けて、指導・助言を行って参ります。続きまして、9月1日に、高齢者等の見守り体制を推進するため、町内5郵便局との間で、海田町高齢者等見守りネットワーク事業の協定を締結しました。次に、東広島バイパス整備などについてでございますが、国道2号東広島・安芸バイパスの建設促進期成同盟会及び広島南道路建設促進期成同盟会の活動として、私と副議長が7月20日に国土交通省、広島県選出国會議員などに整備促進の要望活動を行いました。東広島バイパスなどが早期に完成されるよう、今後も継続して要望活動を行って参ります。続きまして、平成28年こども議会についてでございますが、町議會議員皆様のご協力のもと、8月4日に開催いたしました。参加した児童生徒は、こども議会での一般質問や決議を通じて、政治的教養を身につけることができました。次に、8月7日には、織田幹雄スポーツ振興会主催による、第8回織田幹雄金メダルの日記念事業ジャンプ&ラン大会が開催され、62名の参加がありました。小・中学生が互いに交流しながら練習に取り組むことができ、有意義な大会となりました。織田幹雄さんがアムステルダムオリンピックで金メダルを獲得した8月2日に合わせて、地方創生加速化交付金で作成した織田幹雄ポロシャツを全職員が着用して執務に当たりました。今後も指定日やイベント時に職員が着用することで、織田幹雄さんの偉業を継承するとともに、その魅力を町内外に発信して参ります。以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、報告2件、同意1件、決算認定2件、契約認定2件、計画策定について1件、補正予算1件を提出しております。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。先ほど8月30日に記念式典を、の発言をいたしました。正しくは9月30日でございます。おわびして訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で行政報告を終わります。続きまして、報告第4号、損害賠償額の決定について町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第4号、損害賠償額の決定について。小学校の野外活動中に発生した事故の示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条の規定により専決処分をしたものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（中垣）報告第4号、損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告させていただきます。議案書の1ページをお願いいたします。債権者は議案書に記載の方で、当事者が未成年のため、親権者としております。損害賠償額は41万2,437円でございます。専決処分年月日は、平成28年8月16日でございます。事故の概要についてご説明いたします。発生時刻は、平成27年8月21日午後3時30分頃でございます。事故の内容でございますが、海田小学校の児童が江田島青少年交流の家において野外活動中、鉋を使用し、薪割り作業を行った際に、鉋の刃が自身の左手に当たり、負傷したものでございます。当該事故は、海田小学校における安全確認が不十分であったことから発生したもので、専決処分の上、示談を締結したものでございます。賠償額の内訳は、治療等関係費が8万9,137円、慰謝料が32万3,300円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）1年前のことで、示談で成立したということですが、これに対する後遺症の問題ですね。この問題とか示談で済ませておりますから、慰謝料も含めて、今回こういう予算が出ておりますけども、後遺症の問題はどうなってるのか。あるいは、本人の過失であるとか教職員の過失、これらのペナルティ、これはどうなってるのかをお尋ねいたします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）後遺症につきましては、対象児童については、現在、1.5センチから2センチの傷跡が残っているものの、後遺症はございません。また、事故の担当していた教員につきましては、県費職員であるということから、校長からの諸教職員に対する注意を行っているとともに、海田町教育委員会からは、県教委の方に、事故の概要等については報告しているところでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）これまで、これの説明をいただきましたけれども、適切な対応であったな、というんが、私自身は考える訳ですね。だけれども、保護者の関係であるとか、あるいは、まあそういう、緊急の場合の手当が少しちょっと怠慢であったかなというよう

には感じておるんですよね。そこら辺の改善は今後どうするのかお尋ねします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）保護者の対応につきましては、学校の方も、その後、事件、事故が発生した後も懇切丁寧な対応して、当初は保護者からは厳しい意見等ありましたが、現在は学校との話し合いの中で、学校の理解を得ているものでございます。今後の対応につきましては、校長会、教頭会等ですね、山・海・島の体験活動のみならず学校行事についての安全の管理の徹底、危機管理の徹底について、重ねて指導しているところでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）先ほどの佐中議員の質問の中に、過失割合は怎么样了のか、それに対する子どもの不注意はなかったのかという質問があったと思うんですが、それにご答弁されてないような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）申し訳ございませんでした。子どもについての過失というところでは、今回、示談を行なう中ではですね、本人が一応、本人の動作においての怪我ということで、医療費については、保険請求の対応になっておりますが、その後の自己負担の部分について、本町で見ているところでございます。という意味では、その他の部分、慰謝料、心の痛みであったり、通院させた部分についての慰謝料の計算となっております。

○議長（久留島）職員のペナルティについて。学校教育課長。

○学校教育課長（中川）すいませんでした。職員のペナルティにつきましては、県費職員ということで、町からは、こういう事案があったということの報告で、県からは処分については聞いておりません。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）過失割合を聞いてるんですが、これ100パーなの。きちんとしたパーセンテージで答えるべきじゃないんでしょうかね。それと、県に報告、事故があった報告だけではなくて、町として、どういう対応をしてほしいというような要望は、全く出していないんですかね。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）過失割合については、明確な何パーセントという割合は出ており

ませんが、医療費部分について、本人の責任ということで計算されてるということで聞いております。また、町からの指導につきましては、校長会、教頭会を通じて、重ねて、事故がないようにということで指導しているところ、また、校長については、校長会でこの事案についての概要の共有をするようにということで、校長会で、担当校長から、他の校長への説明、また共有することによって、次回からの事故の防止に努めているところでございます。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）教職員のペナルティについて、こちらから補足させていただきます。

この件については、県教委の方に報告をしております。で、県教委の方については、これは、そちら、つまり海田町での判断というところのまでをいただいております。それを受け、当時の海田町教育長から、所属校長に対しての厳重注意、校長から、本人への指導ということでございます。

○議長（久留島）宗像議員。

○7番（宗像）示談を交わされて、町長印を押されてる訳ですよね。示談を交わしたということは、専決処分、そんな大事な示談書に対して、どういう形で我々は、補償、慰謝料にしても、出すという。明確なことも調べずに、ただ保険会社が持ってきたから判を押した、これちょっと違うんじゃないんですか。少なくとも、お金を出すんですからね。それは、たまたまこの議会を、町の予算として出すんじゃないくて、保険会社が代わって出す、代りに保険会社が出すにしても、町が、担当者です、判を押す訳でしょう。違いますか。そうですね、町が判を押すんですよね。慰謝料の、示談の成立の証として。それなのに、その中身をきちんと説明できない。聞けば、過失はどうか分かりません。本人の責任なので慰謝料だけ持ちます。そうじゃなくて、話し合いの中で、慰謝料を持つことで決めました。慰謝料については、本来でしたら、過失があれば過失分引かなきゃいけないはずですよ。それについては過失を認めませんでした。それがなぜ説明できないんですか。いや、今、後ろの方で、ヤジじゃないですが、発言がありましたけども、痛い目をしたんなら、痛い目をしたから、うちは過失を見ませんでしたという説明、きちんとすべきじゃないんですか。そのために大事な公印を押すんでしょう。トップの印鑑を押すんでしょう。中身も知らずに、あなたたちは押すんですか。それと、先ほど僕が聞いた一つの説明っていうのは、県に報告するだけで終わるんですか。町としては、どういう方向性で、こういうふうなことをしてほしいとか、そういう要望は出さないん

ですかと聞いたのに、処分したことしか言われてないんですが、単なる事故があったら県教委が担当だから報告だけで終わるんですか。報告だけじゃなくて、町としてはこれについては先生の指導ミスがあるんなら、指導ミスについてきちんと指導していただくとかいう、そういう要望は出さないんですか。だから、それを、先ほど聞いたのは、違う答弁だけ返ってきてるんですが。きちんとこれ最後の質問なるんで、きちんとした答弁してください。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）過失の損害賠償の内訳としましては、医療費に係る部分を2万7,616円、こちらの方については、先ほど言いましたように自己負担の部分のみを対象としております。また、近親者の付き添いに係る看護料としまして3万4,850円、また、通院交通費としまして2万6,671円、その他傷を負ったということの慰謝料について、32万3,300円ということで、内訳を明示して行ったものでございます。また、教職員に対しては、県の報告ということで、県からの判断を得て、処分を行っているところでございます、処分はなかったという判断をしているものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）6番議員、住吉です。先ほどから答弁聞きよって、やっぱり分からん。慰謝料を払っとるということは、町の過失が、まずそこを聞こう。今回の事故に対して、海田町、教育委員会ですね、の過失はあったんですか、なかったんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）こちらの方の過失については、弁護士等と話し合いまして、過失があったものと認めております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）さっきから金額ばかり言いよるが、聞きたいのは、過失の割合がなかったら、慰謝料の算出もできんし、通院医療費自己負担部分以外こちらが持ちましたということは、7割っていうことになる、あるいは100パーということになるんですよね。その説明が、さっきからいっこもないんですよ。子どもにも過失があったのか、あるいはなかったのか。その辺が明確なつとらん、さっきから答弁を聞きよつたら。そこをお願いします。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）子どもに対しては、学校の指導不足ということで、子どもに大き

な過失はなかったと考えております。ただし、事故が起きた件につきましては、子どもが鉋を持って作業しておる中で起きたことで、自己負担部分の医療費を計算した、その上で、交通費であったり、その他傷害の慰謝料であったりということで計算しております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）細かい金額を聞いとるんじゃないよ、こっちは。何割か言うとりん、過失が。授業中やったら、子どもの過失はありませんでしたと済む話じゃないん。それを、あれこれあれこれ、子どもが鉋をもって怪我をした分だからどうのこうの言うから訳分からんようになるんですよ。もう一遍聞くよ。子どもに過失があったんですか、なかったんですか。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（中川）子どもには過失はございませんでした。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）5番、下岡です。過失責任とは別にですね、この斧を使うということについてですけれども、学習指導要領等でですね、刃物を使うことの指導をすると、例えば包丁であるとか、かみそりであるとかですね、日常使う可能性のあるものについては指導するように定めているかもしれませんが、斧を使うと、これは普通ですね、生活していく上で斧を使うというのは非常に稀であって、まず、ない訳ですね、これを、児童にですね、教える必要があったのか。私は、なかったんじゃないかと。そういう意味ではですね、学校あるいは教育委員会が斧を使う行為を認めたということは、学校及び教育委員会にも責任がある、判断ミスではなかったかということをお尋ねする。それと、今後ですね、やはりこの斧を使うということを野外活動等でですね、やって継続していくのかどうか、お尋ね、その2点をお尋ねします。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（石川）今回の、小学生児童に鉋を使わせたということについて、大変私たちは重く受け止めております。このことを事前に知っていたかということですが、当該の事案について、事前にこちらでの連絡であるとか向こうで使わせという報告はありませんでした。でも、これは、向こうで体験的に、職員、先生の中で安全を確保した上で、体験させてみようということでしたが、それは把握してなかったりということころで、私たちの過失だというふうに思っております。2点目の今後というところでございます

が、今後、このような野外活動は、続いていきますけれども、今年度も含め鉈の使用は禁止させていただいております。以上です。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 4 号についてはこれをもって終結いたします。続きまして、報告第 5 号、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第 5 号、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書により、その内容をご説明いたします。報告書の 1 ページをお願いいたします。平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率報告書でございます。一般会計の赤字額を比率で示す実質赤字比率につきましては、決算が赤字となっておりませんので、値は出ておりません。なお、早期健全化基準は、14.45 パーセント、財政再生基準は 20 パーセントでございます。次に、全ての会計を合わせた赤字額を比率で示す連結実質赤字比率につきましても、各会計とも赤字となっておりませんので値は出ておりません。なお、早期健全化基準は 19.45 パーセント、財政再生基準は、30 パーセントでございます。次に、公債費等の比重を示す実質公債費比率につきましては、11.2 パーセントとなっております。早期健全化基準は 25 パーセント、財政再生基準は 35 パーセントでございます。次に、地方債など今後一般会計で負担する負債を比率で示す将来負担比率については、将来負担の額が、基金残高や交付税算入予定額等の控除財源の額を下回りましたので、値は出ておりません。なお、早期健全化基準は 350 パーセントでございます。また、2 ページから 7 ページには、指標の算定内容等を記載しております。続きまして、8 ページをお願いいたします。平成 27 年度決算に基づく資金不足比率報告書でございます。公営企業ごとの資金不足比率につきましては、対象となります水道事業会計及び公共下水

道事業特別会計ともに資金不足を生じておりません。なお、経営健全化基準は、それぞれの公営企業ごとに 20 パーセントでございます。9 ページ、10 ページには算定内容を記載しております。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で報告を終わります。平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、去る 8 月 23 日に監査委員が審査を行っております。お手元に配付しております平成 27 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書でございます。この際、監査委員から、審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査委員の内田でございます。先に町長に提出しております平成 27 年度決算に基づく海田町財政健全化審査意見書及び海田町公営企業経営健全化審査意見書について、その概要を申し上げます。審査は 8 月の 23 日に行いました。町長から提出されました平成 27 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率、公営企業における資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を聴取することなどにより、それらの書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施いたしました。その結果、いずれも適正に作成されているものと認めました。以上、簡単ではございますが、審査の概要について申し上げます。詳細につきましては各意見書をご覧くださいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○議長（久留島）以上で、財政健全化審査及び公営企業経営健全化審査の報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。本件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第 5 号についてはこれをもって終結いたします。これにて諸般の報告の全てを終了いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 4、同意第 5 号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）同意第 5 号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資

産評価審査委員会委員であります黒石俊明さんが、平成 28 年 10 月 31 日をもって任期が満了することに伴い、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引き続き、黒石俊明さんでございます。経歴につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（中垣）同意第 5 号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務があるもの、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございます。任期は 3 年で、定数は 3 人でございます。それでは、黒石俊明さんの経歴についてご説明いたします。住所、生年月日は議案書に記載のとおりで、現在、57 歳でございます。職歴でございますが、昭和 59 年 4 月に株式会社フレンドリーに入社、昭和 63 年 7 月に有限会社地価総合研究所、平成 15 年 1 月から有限会社中村不動産鑑定に勤務され現在に至っておられます。また、平成 15 年 3 月に不動産鑑定士の資格を取得され、平成 21 年 12 月から海田町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。固定資産の評価に関する学識を有しておられ適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。委員の選任のことで、ちょっと外れるかも分かりませんけれども、職務内容について、お尋ねをいたします。26 年度あるいは 27 年度で、そういう、異議申し立てですね。審査をする件数は、どのぐらいあったのか。お尋ねをいたします。

○議長（久留島）税務課長。

○税務課長（近森）26 年度中につきましてはございませんでした。27 年度につきましては、1 件ございました。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第5号について採決を行います。お諮りいたします。同意第5号について、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、同意第5号については、これに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、認定第1号、平成27年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第1号、平成27年度決算の認定について。平成27年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町介護保険特別会計歳入歳出決算及び海田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。決算の内容につきましては、担当者に説明させるとともに、決算書及び主要施策の成果に関する説明書を提出しておりますので、ご審議いただき、認定くださるようお願いいたします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、平成27年度決算の内容につきまして、主要施策の成果に関する説明書によりご説明いたします。主要施策の成果に関する説明書の3ページをお願いいたします。まず、一般会計でございます。年度別実質収支の表の右側、27年度の決算収支でございますが、歳入総額107億5,220万円、歳出総額102億5,914万1,000円で、差引き4億9,305万9,000円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源、3億3,440万3,000円を差し引いた実質収支額は、1億5,865万6,000円の黒字となっております。なお、財政調整基金取崩額は、11億9,438万2,000円となっております。次に、歳入についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。なお、一覧表の決算額は、欄外に注記しておりますが、地方財政状況調査の区分で作成しております。決算書の決算額と異なるところがございますが、ご了承いただきたいと思います。まず、歳入総額でございますが、107億5,220万円で、前年度に比べて3億3,000万4,000円、3.2パーセントの増となっております。主な内容につきましては、1款の町税が40億6,016万

3,000 円で 8,881 万円、2.1 パーセントの減となっています。主な減額の理由は、自動車部品製造業の一部において、法人税割の落ち込みが大きかったことによる法人町民税の減などによるものです。次に、6 款の地方消費税交付金につきましては、5 億 8,428 万円で 2 億 3,011 万 6,000 円、65 パーセントの増となっています。主な増額の理由は、平成 26 年 4 月からの地方消費税率引き上げに伴う増額の影響が、27 年度は通年化したことによるものです。次に、10 款の地方交付税につきましては、11 億 4,652 万 4,000 円で、1 億 3,749 万 9,000 円、10.7 パーセントの減となっています。主な減額の理由は、地方消費税交付金の増に伴い、基準財政収入額が増額となったことなどによるものです。次に、18 款の繰入金につきましては、11 億 9,638 万 2,000 円で、11 億 9,438 万 2,000 円、5 万 9,719.1 パーセントの増となっています。増額の理由は、財政調整基金を繰り入れたことによるもので、その主な要因は、現年分と 28 年度への繰越事業含めて、投資的経費や物件費、繰出金等において臨時的に一般財源を多額に要する歳出経費があり、それが臨時的経費の財源補てんのため、財政調整基金を繰り入れたものでございます。次に、21 款の町債につきましては、7 億 3,460 万円で、8 億 4,780 万円、53.6 パーセントの減となっています。主な減額の理由は、26 年度に実施した小学校の耐震補強事業債やプール改修事業債、また、小・中学校空調設備整備事業債の減などによるものです。次に、歳出についてご説明いたします。28 ページをお願いいたします。歳出の一覧表についても地方財政状況調査の区分で作成しております。まず、歳出総額でございますが、102 億 5,914 万 1,000 円で、前年度に比べて 1 億 7,495 万 6,000 円、1.7 パーセントの増となっております。主な内容につきましては、2 款の総務費が、9 億 6,758 万 5,000 円で、7,309 万 3,000 円、8.2 パーセントの増となっています。主な増額の理由は、電算システム改修事業費や社会保障税番号制度システム整備事業費の増などによるものです。次に、3 款の民生費につきましては、37 億 8,868 万 3,000 円で、2 億 9,749 万 2,000 円、8.5 パーセントの増となっています。主な増額の理由は、国民健康保険繰出金事業費の増や障害者支援事業費の増、福祉センター太陽光発電設備整備事業費の増などによるものです。次に、8 款の土木費につきましては、15 億 9,797 万 5,000 円で、5 億 508 万 9,000 円、46.2 パーセントの増となっています。主な増額の理由は、海田市駅南口土地区画整理事業費や中店小学校線道路改良事業費、新開蟹原線道路改良事業費や寺迫公園整備事業費などの増によるものです。次に、10 款の教育費につきましては、13 億 2,855 万 2,000 円で、7 億 1,799 万 1,000 円、35.1 パーセントの減となっています。

主な減額の理由は、小学校耐震補強事業費や小・中学校空調設備整備事業費、海田小学校プール改修事業費の減などによるものです。続きまして、40 ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございます。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費につきましては、45 億 8,580 万 3,000 円で、対前年度比 1,148 万 3,000 円、0.2 パーセントの減となっております。次に、投資的経費につきましては、18 億 4,205 万 5,000 円で、2 億 1,559 万 9,000 円、10.5 パーセントの減となっております。次に、その他の経費につきましては 38 億 3,128 万 3,000 円で、4 億 203 万 8,000 円、11.7 パーセントの増となっております。65 ページ以降には、事業別の説明を記載しておりますが、個々の説明は省略させていただきます。続きまして、公共下水道事業特別会計でございます。403 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 13 億 1,132 万 5,000 円、歳出総額 12 億 5,433 万 2,000 円で、差引き 5,699 万 3,000 円の黒字となっております。次に、404 ページをお願いいたします。歳入の状況でございますが、主な内容につきましては、使用料及び手数料が 4 億 9,629 万 7,000 円、繰入金が 3 億 7,688 万 8,000 円、町債が 3 億 3,800 万円となっております。次に、411 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、事業費が 1 億 7,664 万 7,000 円、公債費が 8 億 4,719 万 8,000 円となっております。続きまして、国民健康保険特別会計でございます。425 ページをお願いいたします。決算収支でございますが、歳入総額 34 億 3,327 万 8,000 円。歳出総額 34 億 3,227 万 1,000 円で、差引き 100 万 7,000 円の黒字となっております。次に、426 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、国民健康保険税が 5 億 3,385 万 5,000 円、繰入金が 3 億 5,167 万 4,000 円となっております。次に、434 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 21 億 4,271 万円となっております。続きまして、465 ページをお願いいたします。介護保険特別会計保険事業勘定でございます。決算収支でございますが、歳入総額 18 億 6,591 万 4,000 円、歳出総額 18 億 2,384 万 7,000 円で、差引き 4,206 万 7,000 円の黒字となっております。次に、466 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、保険料が 4 億 7,771 万円、繰入金が 2 億 4,947 万 3,000 円となっております。次に、473 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、保険給付費が 17 億 2,387 万 7,000 円となっております。続きまして、503 ページをお願いいたします。介護保険特別会計、介護サービス事業勘定でございます。決算収支でございますが、歳

入総額、歳出総額ともに 1,541 万 1,000 円となっております。次に、504 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。サービス収入が 1,142 万 2,000 円、繰入金が 398 万 9,000 円となっております。次に、506 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。事業費が、1,541 万 1,000 円となっております。続きまして、511 ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。決算収支でございますが、歳入総額 2 億 9,784 万 3,000 円、歳出総額 2 億 9,731 万 9,000 円で、差引き 52 万 4,000 円の黒字となっております。512 ページをお願いいたします。歳入の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療保険料が 2 億 3,964 万 5,000 円、繰入金が 5,737 万 6,000 円となっております。次に、516 ページをお願いいたします。歳出の状況でございます。主な内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金が 2 億 9,399 万 9,000 円となっております。以上で平成 27 年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成 27 年度決算につきましては、去る 7 月 12 日から 21 日まで、監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 27 年度海田町決算審査意見書でございます。この際、監査委員から、審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）それでは、先に提出しております平成 27 年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。審査は 7 月の 12 日、13 日、15 日、19 日及び 21 日の 5 日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町介護保険特別会計、海田町後期高齢者医療特別会計の、それぞれ、歳入歳出決算を対象として行いました。町長から提出された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどにより、審査を実施いたしました。そうしたところ、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係帳簿等と照合した結果、おおむね適正と認めました。以上、簡単でございますが、審査の概要を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧いただきまして、決算認定の参考にしていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久留島）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算

の認定につきましては、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをいたしたいと思います。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）まず最初にね、監査委員長に聞くんじゃが、おおむね良好と書いてあるんじゃがね、2ページでね、都市整備課の漁船保険事業、一部誤りがあったいうて書いてあるよの、これ、おおむねって、あれじゃったら、その前に一部、こうこう誤りがあるが、おおむね良好いうて書かれたら、私はええ思うんじゃが、それ1点とね、今説明があった決算書の一般会計収入決算の一覧表の中に、一番下に書いてあるのは分かるんじゃが、決算書の額とは異なりますいうて書いてあるんじゃがね、いくつか異なるところがあるんよの。どういう訳でどういうふうにあれか、ちょっと細部、大まかでええけえ、あとは決算委員会でやるから。どういうことで異なるかちゅうことを、ちょっと細部、説明をお願いします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）おおむねということと、都市整備課におけるミスでございますけども、全てが100パーセント、OKではない。そういう意味合いを兼ねまして、おおむねという表現を使っております。その中で、あえて、今年度は大きく指摘すべき事項の中には、会計年度を間違って支払っているということで、それをあえて指摘してるものがございます。そういうことを踏まえまして、おおむねという表現を使っております。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（吉本）続きまして、主要施策の歳入歳出一覧表が決算書の額と異なる点につきましてでございますが、主要施策の方では、地方財政状況調査という全国的に行っている、いわゆる決算統計というものに基づいて調製した額を主要施策に載せていただいております。具体的には、保育所使用料の、使用料で上げるか負担金で上げるかといった違いであるとか、あるいは、歳出においては、繰出金の人件部分を、人件費とみなすかどうか、そういった細かい相違がありますので、決算書の額とは異なる状況となっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。監査委員さん指摘をされた、全くそのとおりだなと。最後のこの五つの項目ですね、私もそれなりに感じて、よく意見として指摘をされたと感じております。ただ心配するのがですね、財源の問題ですね。27年度の町長の施政方

針、メモ取らんでええです。あと、ちょっとね、してもらやあええんですが、平成 27 年度の地方財政については、地方交付税の総額が、前年度より下回る、全く下回っている、しかし、ひと・まち・しごと創生のための財源の上乗せや地方税、いわゆるこの消費税が上がるということですね。歳入の根幹である町税については、評価替えによる固定資産税の減が見込まれるもの。しかし、個人町民税、法人町民税ともに増が見込まれる。それを、地方消費税交付金の増額を見込んでまあやるということですね。ところが、国の経済対策を活用して事業を実施をするため、一部の事業を平成 26 年度の予算に前倒して計上する、限られた予算の中で、第 4 次の海田町の総合基本計画に掲げられた各種施策の推進に努めて、なお今後、歳入歳出については厳しく行いながら、財源不足については財政調整基金の取り崩しによって確保する、全くそのとおりに、この 27 年度なつとる、指摘をされたとおりのなんですね。私が心配してお尋ねしたいのは、自主財源が 54.9 パーセントと、前年度に比べて 8.3、町民に、このことは、負担を多く求めているということが一つあるんですね。もう一つは西田町長が誕生して、当時、財政調整基金 32 億 1,201 万あったんですが、27 年度の決算で 11 億取り崩して 20 億、また、今年の 6 月 20 日、あるいは 8 月 23 日の監査委員さんのそういう指標では、21 億 1,765 万、ん、776 万、いろいろこの、28 年度では保育所の整備であるとか、つくもの再整備とか、大幅なお金が必要で、こういう結果にはなっているんですが、しかし、考えてみると、10 億単位で財政調整基金をあてにしている。このことについて、監査委員さんは、もちろんこの財調については、単年度で不足する場合に、それを利用しながら、より有効的でしかも町民のサービスにつながるという、この資源をここに求めている訳ですが、この調子でいくと、せっかく貯めたがいか悪いのか、ちょっと私も判断が付きにくいけれども、しかし計画的に、32 億ぐらいあった財調が、もう 20 億ぐらい減っている。今からいろんな大型公共事業、28 年度である、多分取り掛かる尾崎川の水系、まあこれは県や国がやることですが、それにまつわる問題であるとか、区画整理のそういう再整備の問題であるとか、いろんなこの大型公共事業が、あるんですね。公民館の建設もそうです。そうすると、財調そのものをあてにする、主体をそこに置くよりも、起債を起こして町債、これも借金なんですけれども、計画的にやるような、そういう指摘が欲しいんじゃないかというように思うんですが、この 1 点だけお尋ねをいたします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）私も、議員さんのおっしゃるとおり、今年度は、過去にない財調

基金取り崩しでもって、財源を補填されているというふうに感じております。通常でありましたら、いわゆる起債、公債費、借金をしながら、後年度の方々に負担を求めながら、いわゆる投資的経費を確保して事業推進していくこと、も、一つの方法かと思っております。今年度につきましては、いろいろ審査中で聞き取りますと、先ほど財政課長の中でも説明ありましたように、いわゆる繰出金関係、あるいは翌年度へ持っていく金関係、これについてが、いわゆる起債対応にならなかったものがあるのかなという気もしています。しかしながら、今後、大規模事業を控えている中では、起債事業については、基本的には投資的経費等へ充当するものになるかと思いますので、ソフト事業について非常に危惧しております。今後につきましては、それぞれ財政当局いろいろ検討されていますけれども、あえて今年度につきましては、いわゆる財源、大きな財源がある財調関係、不足していますので、それについて、十分今後の財政運営について検討してもらいたいということであえて記載をしたものでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）財調が一遍にね、毎年10億円単位で減っていく傾向にあるんですね。もちろん取り返すこともあるし、いろいろあるんですが、臨調も減ってくるね、臨債も減ってくる。もう、交付税も減ってくる。こうするとね、事業の縮小ということが念頭に置かないかんというように出てくる。そうすると臨調が、削る、あるいは延期をする、こういう傾向に出てくる訳ですね。今までそれをカバーするために、国のそういうまち・ひと・しごとであるとか、元気交付金であるとかいろいろやっても、なかなかそれがカバーできないような、あるいは継続できないような今の状況ですよ。これをやれば監査委員さんがほかの事業も含めてですね、無駄遣いをやめさせて計画的にやれと、もちろん議会で決まったことを、監査委員さんはそのとおりに証拠書類がどうであるかというのを監査するのが役割ですけれども、議会でもそのことを指摘をし、提案もしますけれども、監査委員さんとして、そのことをどう考えておられるかお尋ねします。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）監査といたしましては、あくまでも認められた事業、予算執行に主眼を置いておりますので、今後の事業等についてはですね、今後執行部において、現在の財政状況等を十分加味しながらですね、事業運営をされていくものと考えております。あえて私はここです、事業ああじゃこうじゃいうことではなしに、あくまでも、定められた事業予算についての監査をしたものでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。監査委員さんの意見書の2ページの指摘事項の中の2番目でございますね。一般会計の実質単年度収支を見てみると大きく赤字となっており、また年度別プライマリーバランスを見ると赤字に陥っている。今後、大規模事業が抱えていることにより、より財政健全化を図られたい、という指摘を行政に対してされております。その前に、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書でいきますと、海田町の財政運営は、良好であるという判断をせざるを得ない結果になっておりますけれども、実質、毎年予算決算を精査しますと、年々、実質、本当に海田町の財政は厳しいとなっていると私は判断しておりますが、この単年度収支で赤字に陥っているということは、監査委員さんとしてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）これについては、先ほど佐中議員さんの質問もありましたけれども、過去にないような取扱い、財政運営をされているものと考えております。その中には、いわゆる起債本来、起債等を充当しながら財源確保する方法も当然あります。今年度につきましては、やはり繰出金関係も大きく影響しており、翌年度に繰り越す事項についても、これも、一財でもっての対応がたくさんあるということではありますけれども、今後の事業を考えていくと20億という基金残高が果たして町にとっていいんかどうかということも踏まえながら、財政運営を行っていただきたいというふうに考えてます。

○議長（久留島）西山議員。

○12番（西山）もう1点、4番目に、財政収支見通しをすごく考えられて、早期に作成されたいという表現で行政執行部に対して、指摘をなさっておりますけれども、実質は、収支見通しというのは、いつ立てられるのが妥当だとお考えでしょうか。

○議長（久留島）代表監査委員。

○代表監査委員（内田）通常予算編成、事業計画を立てる上では、一定期間のスパンでの収支見通しは必要かと思っております。それでないとですね、単年度事業についてもなかなか予算編成できないのかなと思っておりますので、そういう意味を踏まえながら、できるだけ早期に収支見通しは作っていただきたいということを申し上げたものでございます。

○議長（久留島）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第 6、認定第 2 号、平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）認定第 2 号、平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、決算に伴い生じた剰余金を剰余金処分計算書案のとおり処分するものとし、併せて同法第 30 条第 4 項の規定により、平成 27 年度海田町水道事業会計決算を、別冊、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）それでは、認定第 2 号、平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、決算書をもとにご説明いたします。決算書の 20 ページをお願いいたします。まず、総括事項でございますが、平成 27 年度は、増圧ポンプの取替え、老朽管の布設替えを行いました。また、国信配水池の耐震化を図るため、劣化診断及び耐震補強設計業務を行いました。財政面については、水道料金収入の増加などにより、事業収益が増加しました。次に、給水状況でございますが、給水戸数及び給水人口ともに、やや増加しています。続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事として、配水管本設工事、配水管布設替工事と東増圧ポンプ所のポンプ 2 台の取替えを行いました。次に、財政状況でございますが、平成 27 年度の事業収益は、税抜きで 4 億 303 万円となり、前年度と比較し、304 万円増加しております。一方事業費用は、税抜きで 3 億 4,596 万円となり、前年度と比較し 1,695 万円減少しております。以上の結果、差引き 5,707 万円の純利益となっております。また、資本的収支は、差引き 1 億 4,952 万円の不足となり、当年度分の損益勘定留保資金等で補填しております。なお、剰余金の処分につきましては、先ほど説明しました純利益 5,707 万円に繰越剰余金 526 万円と積立基金の取り崩し 2,217 万円を加えました 8,450 万円のうち、2,217 万円を資本金に組み入れ、500 万円を減債積立金に、5,000 万円を建設改良積立金に積み立てて剰余金の処分を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）先ほど水道会計剰余金という発言をいたしましたが、正しくは剰余金で

ございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算につきましても、去る 6 月 30 日に監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成 27 年度公営企業会計決算審査意見書でございます。この際、監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。内田代表監査委員。

○代表監査委員（内田）それでは、引き続きまして、先に町長に提出しておりました平成 27 年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。審査は、6 月の 30 日に実施いたしました。審査に当たっては決算書類の計数が正確であるか、財務諸表が経営成績及び財政状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼をおき、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査の結果を参考にして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書及び附属書類は、計数が正確で財務諸表は経営成績及び財政状態を、おおむね適正に表示しているものと認めました。以上簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては、意見書をご覧いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）以上で、決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましても、例年のとおり決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いをいたしたいと思います。それでは質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。この際、認定第 1 号、平成 27 年度決算の認定について及び認定第 2 号、平成 27 年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、議長より発議をしたいと思います。本件につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く議員 14 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査し得ることといたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本件は、議員 14 名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決めます。この際、ただいま

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 33 分 再開

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 50 分 再開

~~~~~○~~~~~

25

ります。海田町においても、子どもの通院医療費助成を中学卒業まで拡充してはいかがでしょうか。続きまして、5歳児健診についてお尋ねいたします。文部科学省が平成24年に全国の公立小・中学校で通常学級に通う児童生徒約5万人を対象とした調査によると、発達障がいの可能性のある子どもの割合は6.5パーセントであります。先日、福祉厚生委員会の県外調査で訪ねた横浜市では、毎年約3万人が生まれ、約3,000人が発達障がいの可能性ありとされており、現実には1割の方が発達障害者といえるものであります。平成17年に施行された発達障がい者支援法第3条1項には、国及び地方公共団体は、発達障がいの早期発見のため必要な措置を講じるものとする、と、その責務が明記されております。これは、同法第1条にも述べられているように、発達障がい者の心理機能の適正な発達と円滑な社会生活の促進のためには、発達障がいの早期発見と早期支援が重要だからであります。母子保健法で定められた乳幼児健診は、1歳6か月健診と3歳健診のみであります。3歳までの健診では、集団行動における問題点が明らかにされにくいものであります。事実、平成13年度厚生労働科学研究では、3歳児健診を最終とする現行の乳幼児健診システムでは発達障がい児を適切に発見することはできないというデータが得られております。また、厚生労働省雇用均等児童保健局母子保健課が平成19年1月に公表した軽度発達障がい児に対する気づきと支援のマニュアルにおいても、3歳児健診後に保育所や幼稚園で集団生活を始めてから急激に様々な問題点が出てくる、と指摘されており、その対応策として、5歳児健診を行うのが良いと記されております。先に挙げたマニュアルにも書かれているように、発達障がいは遅くとも学童期には問題が顕在化してくることが多く、そこから心身症や学校不適應、社会不適應などの二次的な不適應へ進展していきます。この二次的な不適應を予防するためには、子どもたちの発達障がいへの気づきを前倒ししていくことが不可欠であります。海田町においても、今年度から5歳児の保護者対象のアンケートを行っておりますが、子どもたちの発達障がいへの気づきを正確に行うため、5歳児健診を行ってはいかがでしょうか。最後に、総合防災訓練についてお尋ねいたします。6月下旬に、海田町において初めて避難勧告が発令されました。夜間の発令にもかかわらず、職員の努力によって大きな被害が生じなかったことは幸いなことであります。一方、避難所の開設や避難準備情報、勧告の伝達等に関して、残念ながら問題なしとは言えない状況でありました。その2週間前の一般質問で、私が、各小学校区持ち回りで行っている防災訓練を、毎年全ての小学校区で同時に開催し、全職員を参加させて、防災計画が機能するかどうか検

証してはどうかと尋ねたところ、執行部の答弁は、地区ごとに備えるべき災害の種類が違ふという趣旨の答弁がなされました。しかしながら、河川氾濫と土砂災害の危険性が高まるといふ今回のような事態には、各小学校区持ち回りで開催している訓練では対処できないものであります。同じく6月下旬に、内閣府から市町のための水害対応の手引が発表されました。その内容は、過去の水害の教訓を基に、平時の備えから災害対応対策の初動、応急対策、復旧に至る局面ごとに、取り組みの方向性や実施すべき対策、先行自治体の優良事例を示しており、水害のみならず災害対応全般の見直しにも活用できるものであります。防災、減災は計画を立てるだけでは意味がなく、実戦に即した訓練を行ってこそ、町民の方々の生命を守れるものであります。先の一般質問でも求めましたが、全職員を参加させて全町域を対象とした同時多発災害を想定した防災訓練を毎年行つてはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）住吉議員の質問に答弁いたします。子どもの通院医療費助成拡充についての質問でございますが、乳幼児等医療費助成制度については、乳幼児等の、健康保持と子育て家庭への負担軽減の観点から重要な施策の一つと考えており、平成29年度中の見直しに向け、対象範囲や実施時期について検討を行っているところでございます。一方、助成対象年齢の拡大には、経常的に多額の一般財源を要するものであり、財源確保が重要となりますが、このためには、例えば他の事業の見直しなども検討が必要となって参ります。また、子どもが元気に育つまちづくりを推進していく上で、子育て支援施策全体が子育て家庭のニーズに応えるものとなるよう、総合的に施策の充実を検討することも重要であると考えております。こうした点を踏まえ、持続可能な制度としていくためにも、平成29年度当初予算編成の中で総合的に判断して参りたいと考えております。続きまして、5歳児健診についての質問でございますが、健診という形での実施は専門医の確保等の面から困難であると考えておりますし、しかしながら、今年度より発達等に課題がある子どもを早期に発見し、支援するため、5歳児相談事業を開始しております。この事業は、子どもの様子についてアンケートを実施し、町の保健師、保育士及び療育機関の相談員が町内の保育所や幼稚園を訪問して、子どもの発達観察を行うとともに、ケース会議において支援の方法等を協議するものです。その結果、必要に応じて保健師や保護者と面談を行い、保健師が保護者と面談を行い、助成するとともに、町が実施している療育相談や療育機関での受診を進めて参ります。5歳児相談事業を実施

することで、子どもの発達や行動を振り返る機会とし、安心して就学期を迎えることができるよう支援して参ります。続きまして、総合防災訓練についての質問でございますが、本年度は瀬野川の氾濫を想定し、既に東小学校区の自治会と打ち合わせを行っているところで、右岸、左岸の住民の方の避難方法について、自治会の方の意見をお伺いし、訓練のシナリオに盛り込めるか検討しているところでございます。来年度については、今回の6月の大雨での瀬野川の急激な水位上昇による避難準備情報、避難勧告の発令、これに伴う避難所の開設、職員の体制についての様々な課題について、市町村の水害対応の手引なども参考に改善を図り、全町的な訓練が行えるか検討して参ります。

○議長（久留島）住吉委員。

○6番（住吉）再質問に移りますが全般的に答弁が長い。無駄に長い、聞かれたことだけに答えてくれりゃいいんです。言い訳は要らんのですよ。で、まず、子どもの通院医療費助成、ちょっとまた前進しましたね。平成29年度当初予算編成の中で総合的に判断して参りたいと考えております。よう分からんですね、よう考えりゃあ。やるんかやらのんか。こないだは29年度中の拡充に向けた見直しを検討して参ります。今回具体的にになったとはいえ、予算編成の中で総合的に判断して参りたいと。まずこの部分を聞いて参りましょう。29年度当初予算に盛り込んで、29年度中に助成を拡充する、拡大する。システムの改修云々を考えて、これが間に合うんでしょうか。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）はい、29年度中に間に合うように準備をして参りたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）間に合うなら結構ですが、結局、財源の確保が問題になるということですが、うちの町より財政状況が悪いところは、一杯あると思うんですよ。どう考えても海田町は県内でまず2番目にええ方ですし、全国的に見ても、まあまあ標準よりちょっと上ぐらいのはずですが、実際には、約6割の市区町村が、もう中学卒業まで助成をしている。そこに、高校卒業までの15.5パーセント足したら、もう7割、7割、8割の自治体がもう中学卒業まで拡充してるんですよ。確実に。最低ラインが中学卒業までの助成、これが全国標準になっているにもかかわらず、なぜ海田町だけが、極端に財政が悪い訳でもない海田町が、今ひとつ踏み切れないんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）事業の財源確保の問題につきましては、この、ご提案の通院医療費の助成の拡大、これは、今後継続的に多額の財源を必要とするものでございます。限られた財源をいかに活用するか、それが、各団体で判断をし、決定していくことが求められているものだと考えておりますけれども、海田町におきましては、近い将来、大型プロジェクトが数件計画されております。こうした状況の中で、それらの事業の展開も見据えながら、こうした継続的な事業が拡大できるのか、それが拡大するとして、どのような、どの程度の規模であれば、継続して実施していくことができるのか、そういったところを判断するためには、この医療費単体で考えるのではなくって、全体で考えなければその判断はできないと考えております。そのためには、予算編成の中で、全体の中の一つとして範囲について、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）確かに、ざっと事業考えただけでも、海田公民館もありますし、庁舎の移転もあります。ただ、まあそれ、どこの自治体も似たような問題を抱えてますし、逆に海田町でいえば、駅南口区画整理事業も再来年度ぐらいに終わりますし、また確か、エバグリーンホームに係る補助金も29年度で終了するかと思います。そういった部分においては、財政的にはまだ十分余裕があるように思いますが、その点は違うんでしょうか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）海田町として取り組むべき事項は、いろいろあろうかと思います。答弁にもありましたように、通院医療費の助成については、拡大に向けて検討をしているというところではございます。それは、ご指摘のように、乳幼児医療費の助成制度が、海田町の制度が、他の市町と比べて少し劣っているという状況は、これはまた事実だろうと思います。あとは、どこまで拡大、拡充するか、それは全体を見ながらすることが、事業の継続の観点からも大事なことだと考えておりますので、まずは、そちらで、全体の中で調整をさせていただきたいというものでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）結局ね、今回、29年度当初予算編成の中でという話ですが、当初予算の中に、ぽんと盛り込んで何歳までと区切った場合、そこで納得せんかったら元も子もないんですね、議会が。その点を考えると、もうそろそろ何歳まで拡充しますよ、いつからやりますよというのを、示さなならんと思うんですが、そこがいつはつきりするのか。

当初予算編成の中で初めて出てくるのか、それとも、それ以前に提示されるのか、どちらでしょう。

○議長（久留島）こども課長。

○こども課長（森川）はい、予算編成に合わせて調整を進めさせていただき、議会の前には皆様にお示したいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）何か想定問答どおりに質問したような気がしますね。じゃ最後、町長に伺いしましょう。町長として当初予算編成の中に盛り込むという答弁されたということは、町長、これ拡充は間違いない。町長は、間違いなく通院医療費の助成制度を拡充する、これは間違いないんですね。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）6月の答弁と、今回の答弁に、基本的に財源裏付けをきちっと進めていきたいというふうに考えておりますし、先ほどの監査委員の方でもいろんな意味の財政的な問題点を指摘を受けておりますので、それらをきちっと精査しながら、出せる範囲のところをですね、模索しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）本来であれば、もう検討してから答えが出るでしょうと言いたいところですが、29年度当初予算に出すということなんで、そこまで待ちます。次、5歳児健診についての再質問です。専門医師の確保等の面から困難であると考えております。確かに海田町の小児科医が、確か3軒だけになったかと思います。ただ、例えば、この5歳児健診の先進地といわれる大山町か、鳥取県の、あそこなんかでしたら、平成8年から始めておりますが、小児科医、2軒しかないんですよ。そんな中においてもできるのであれば、海田町でも、何とかかなりそうなものですが、なぜ、これ、3軒じゃ困難なんでしょう。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かに海田町内には3人の小児科医がいらっしゃいますけれども、小児科の先生が1歳半健診というのを年12回お願いしております。5歳児健診のお話をちょっとさせていただいたときに、今でさえ、負担が大きいのに、これ以上ちょっと厳しいというお話しもいただいております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）小児科医厳しいというのなら難しいでしょうが、例えば、例えばですが、ちょっとあるデータ調べたんですが、平成25年の時点で、小児科医がいない町村、これが204自治体ございます。でもちゃんとして母子保健法で定められた1歳半健診と3歳健診、これはやってるんですよ。なぜできるんでしょう。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かに各市町が独自にされているところもあると思いますが、海田町におきましては、やはり、小児科医、内科医で、1歳半健診は小児科医だけで、3歳児健診は内科医までお願いしてやっておりますが、やはりこれ以上は負担が増えるという点で、難しいのではないかとというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）町内の医師にこだわるから難しいんじゃないんですかね。このアンケート、204町村が小児科医が不在ですよ。そのうち167町村81.9パーセントが、町村外から医師を招いているんですよ。その中の136町村が、2次医療圏内、この136町村のうち120町村が、ちゃんと小児科医を招いているんですよ。2次医療圏外からの派遣は31市町村で、うち30町村が小児科医。要は、今広島市と広域連携等やっておりますが、同じように、健診も広域連携、2次医療圏等で協力を求めることはできないんですかね。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かにそういう考えもあるかとは思いますが、各他の市町では同じような幼児健診をしております。診察の合間に各市町の幼児健診に来ていただいている状況でございますので、ちょっと難しいのではないかとというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）難しい難しい言いよったら、まだ打診すらしてないでしょ、2次医療圏で。どうなんですかね。その辺をお願いします。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）医師の確保の点につきまして、確かに町を越えての協力っていうのは、大事かと思うんですが、5歳児健診はどこの市町というか、広島県下でそこまでの取り組みができていない状況ではあります。うちでいえば、安芸地区医師会さんが、そういう町を越えての相談なども、乗ってもらっているところではあるんですが、やはり圏の中で、医療圏の中で熟度を上げていかないと、なかなか難しいというお話を伺っ

ているところでございますので、本町といたしましては、町独自の取り組みでアンケートと相談という形ではありますが、これも専門医いらっしゃる、広島県立障害者療育支援センターの医師の協力でアンケートも監修してもらい、それからケース会議につきましても、わかば療育園さんになるんですか、その支援センターが。そのスタッフとも協議という形で専門家の目も入れながら行っておりますので、いわゆる健診ではございませんが、医師の目も入りながら実施していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）確かに、5歳児相談事業を今年度から開始する、これはいいことなんですが、結局、最初の段階でアンケートになってしまう。確かにアンケート内容は専門医が監修しましたよ、それはいいことです。問題は、そのアンケートに答える保護者の主観が、まずそこに入ってしまうんですね。実際この問題調べていっていたら、健診でひっかかった、うちの子がひっかかりました。その理由調べて、うちの子これが本当にできんのかと思ってちょっとやってみていたら、親の前ではできるんですよ。でも、みんなの前ではできないという問題がある。結局、集団に馴染めない。細かいことは知りません、原因は。そういったケースも出てくるんですね。アンケートでやってしまうと、保護者であるとか、あるいは保育士、幼稚園教諭の主観が入ってしまうために、把握できない子も出てきてしまうんです。そういう問題点を考えて本当に、この、今年度から始まった5歳児相談事業、まず最初に、アンケートという段階から始まる。これでちゃんと発達障がいの子を早期発見することはできるんでしょうか。

○議長（久留島）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）確かにアンケートから始まっておりますが、その後の巡回の、町内の保育所、幼稚園を巡回して、またそこでの保育士や幼稚園教諭の話を聞きながら、年中の園児の全体を見ながら、特に気をつけて見ていく子を見ているという状況ですので、しっかり集団生活の中で、その子たちがちゃんと行動ができているかどうかというところを、保育士、保健師それから療育機関の相談員によって見ているところでございます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）結局周りの大人の主観が先に入ってしまうように思えるんですね。ちゃんとした健診じゃないから。一番そこが心配されるんですが、もう一遍聞きますよ。間違いなく把握できるんですね。

○6番（住吉）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）アンケートから入るということでございますが、これは親の判断と、それから園での様子を親が聞いて書く2項目になっております、一つの行動について。それから現場へ行って、子どもたちの様子を見たり話しかけたり対応を見たりしております。で、先ほど言いました発達障がい専門医師からは、ここをすれば、ある判断っていうか、健診という形の振り分け、心配な子と心配でない子っていうところは把握できるということを、何というんですか、相談して、認めていただいて実施しておりますので、そのときの子どもさん、集団健診でも、お母様方にはアンケートを書いてその集団健診中に入ってもらいますので、同じやり方ではありますので、健診という相談という形ではありますけれども、発達障がいについて対応できるものであると考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）対応できるということならよろしいんですが、やっぱり、例えば、大分県と鳥取県が今、全町村に市町村に、確か5歳児健診を義務付けているかと思うんですよ。別に、両県が、小児科医や専門医が一杯いるという訳ではなく、むしろ広島に比べれば少ないかもしれません。やはりそういった中においては、何らかの形で創意工夫すれば、健診といった形、相談よりは健診の方が間違いないでしょうし、そういった部分に海田町、取り組む考え、ないんですかね、広域連携的な感じで。

○議長（久留島）福祉保健部長。

○福祉保健部長（湯木）この相談事業につきましては、今年度から取り組み始めたばかりのことで、今やってる最中のことです。この結果を踏まえながら、取り組みながら、県に対しましても、ただ小さな地域だけ広域とはいながらも広島地域だけではなく、県としても取り組む必要もあるかなと思いますので、県の相談等、それから、町といたしましても、課題として捉えて、今後検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）その結果をちょっと待ってみましょう。本来であれば、国がやりにゃいけないんですけどね。あんだけ5歳児健診やった方がいいですよ、データ出しておきながら、未だに母子保健法を改正せんし、小児科医の不足も手を打たん。本来、国に責任があるんですが、それを待ったとったらしゃあないんで、しばらく、この5歳児相談の結果を見せてもらいます。次、最後、総合防災訓練についての再質問に入ります。結局、答弁

見たら、今までとやり方が変わらん。今年度は東小学校区でやりますよ。来年度以降全町的な訓練が行えないか検討して参ります。これ、なぜすぐに、ぱっと切り替えられないんですかね。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）町長答弁にもございましたように、今年度につきましては、東小学校区の自治会の方と、既に協議を持たせていただきまして、いろいろお話をさせていただいている最中でございます。それを踏まえまして、町長答弁の方で、来年度につきましては全町的な訓練について行えないか検討して参りますというところで答弁の方をさせていただいております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）それは分かっておる。じゃけえ東小学校区、話、つけとるんでしょ。じゃああとは海田小学校区、南小学校区、西小学校区、話つけりゃいいだけじゃないですか。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）繰り返になってしまうかもしれませんが、今年度については、東小学校区で行うというところで進めております。議員がご指摘のように、残りの3校区、今から話をすればいいのではないかなというご指摘も十分分らないではないと言いますか、いうところではございますけども、今年度につきましては、まず、東小校区でやらしていただきまして、6月議会のときには、東小、南小それから総合防災訓練というご答弁をさせていただきました。しかしながら今回、来年につきましては、総合防災訓練、全町挙げて行えないか検討するというところで、検討して参りますので、今年度につきましては東小校区について、訓練の方をやらせていただきたいと、そういう考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）じゃけえ東小学校区でもやっても構わんけえ、ついでに南小学校区、海田小学校区、西小学校区でやりゃいいんじゃないですか言うところんです。こないだの6月の避難勧告、そうでしょう。全町域に避難勧告出したんでしょ。にもかかわらず、訓練は1小学校区のみじゃ、何の意味もない。何も反省しとらん。臨機応変に動けんじゃあだめでしょ、防災は。シナリオどおりに来ないんですよ、災害は。計画だけじゃだめなんですよ。一番いい例が、この間の岩手県でしょ、岩泉町。7月の26日に地域防災計画の修正版を公開しとるんですよ。にもかかわらず、訓練しとらんから、いざ本番に

なったら、避難勧告よう出せませんでした。何ですか。町長が川の水位を見て、まだ大丈夫、動かしとらんから、いざ本番いう時に、町民を守れんようになるんですよ。うちのしょっぱなの避難勧告もそうだったでしょ。議会で散々すぐに鍵開けられます、公共施設の。避難所、すぐ開けられます。じゃが、一番しょっぱなの避難準備情報の放送を流したとき、西中と海中避難所、その次小学校、ね、瀬野川が溢れそうじゃけえ避難してください言うとするのに、この辺の人に瀬野川を越えて小学校へ避難せえ言うとするんですよ。2回目の避難勧告になって、ようやくひまわりプラザであるとか福祉センターであるとか、その他の公共施設が開きました。でも、あれ、たまたま勧告が出たとき、両日とも町内、たいして雨が降ってなかったし、道路冠水もしとらんかったから、すぐに鍵開けれたんよ。あれが、どしゃ降りて道路冠水してました、あるいは踏切閉まりっぱなしでした。どうします。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今おっしゃられるように、道路が寸断された場合については避難所の開設が想定どおり行えなかったということも十分想定されるというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）じゃけ、そういうのは、実際に人を動かしてみんにゃあ分からんのんですよ。これ、東小学校区、今年度、東小学校区で訓練をする。これ、職員の何割が参加します。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）まだ、職員の配置体制という具体的なところまでは詰めておりませんけども、昨年度の平成27年の訓練につきましては、31名の職員で訓練をおこなっております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）これ今回も同じぐらいですよ、せいぜい。結局、行政の訓練が全然できてないんですよ、実動訓練が。そこなんです、問題は。だから、いざ本番いうときに、しっちゃかめっちゃかなんです、議会で答弁したとおりに動けません、計画どおりに動けません。当たり前ですよ、訓練してないんですから。だから全町的な訓練をしないよと言ってるんですよ。何も、これまで作ったシナリオどおりに、小学校区ごとにやる必要ないじゃないですか。同じように各小学校区にポンポン当てはめりゃあ全町庁的

な訓練できるんですよ、すぐに。何も生活安全課や総務部だけで訓練しなくていいんですよ。いざ本番の時に全員揃わないですし。だから、ほかの部署の職員にも訓練をささなきゃだめでしょ。実際、しょっぱな、一番最初の避難勧告のときか、西小の体育館に来たのは、企画課の職員ですよ。2回目の勧告のときにひまわりプラザに来たのは、保健センター所長ですよ、一番最初に来たのは。そう考えたら、防災部署じゃなくて全職員、170名が80名か、プラス消防団員約100名、合計280名の訓練を行わなきゃ意味がないんじゃないでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員ご指摘のことについては、ごもっともだと考えております。来年度の防災訓練についての答弁ではございますが、やはり施設の借用もございますし、もちろん自治会、自主防災組織、そういった方々のご理解、そういったものもございまして、また、町の各事業との調整等もございまして、そこら辺は調整した上で、来年度万全の体制で実施させていただきたいと考えておりますし、先ほど議員の方から、昨年度31名では少ないというような話もございましたが、また、職員の面でも、そういった面を別の職員に変えてそういった職員の訓練にも、今回、そういった訓練のためにも、今回の東小学校区の訓練、実戦に即してできるように改善をして参りたいと思いますので、ご理解の方よろしく願いいたします。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）理解できません。さっきから言いよるでしょ。全職員が毎年必ず出動訓練をせんにゃあ意味がないですよ。毎年一部の職員だけが訓練に参加する、でその訓練も結局、シナリオどおりにしか職員が動けんかったでしょ、去年。町民の方が時間を間違えて早うに来たら、まだ早いで一旦家に帰ってくださいいうて追い返したんです。そういう、訓練しとらんからそうなるんです、結局。総務部や生活安全課の職員だけで、いざというときに対処できんのんですから、一体、他の行事の兼ね合いが云々かんぬんいうたって、本当の災害は、行事もへったくれもなしにやってくるんですよ。大晦日の晩にやってくるかもしれんし。今の話聞きよったら、うちの町は、災害が起きた際に、臨機応変に動けんのんかいなと。訓練一つちゃんと変更ができないのか。年度当初に作った計画どおりに、東小学校区だけでおしまい。これで本当に町民が守れると思いますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員ご指摘のとおり、計画を作っただけでは町民の安全・安心というのは守り切れない、それは事実でございます。そういったためにも、職員体制についてもいろいろと研究をして参りましたし、危機管理監の登用も行って、防災の充実を図っているところでございます。訓練につきましては、各種の準備もございますので、是非とも来年の実施でしたいと考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）確かに訓練に準備がいるかもしれませんが、何遍も言いますよ。本番になったら準備期間ないんですよ、全然。それが訓練すらも準備が掛かるんで今年度は1小学校区にさせてくださいじゃ、話にならんでしょ。臨機応変に動けるようにせにやならん。ましてや、行政がこうやって、全職員使った訓練をようやりません。とりあえず今年度も予定どおり東小学校区だけにさせてください。ところが、後期計画見たら自主防災会云々かんぬんいう文言が入っているでしょ。行政がちゃんと訓練しないのに地域の方々が訓練する訳ないじゃないですか。まず、行政が手本示さにやならんでしょ。それをすっ飛ばしておいて、いきなり、さあ地域の皆さん、自治会の皆さん、自主防災会作って訓練してください。やる訳がないでしょう。行政がやってないんですから、まともな訓練を。ここ数年は、まともな小学校区の訓練なりましたが、昔なんかは見せるだけの訓練だったでしょ、ほとんど。防災訓練ショーみたいな。ここ数年になってようやく若干実戦的な訓練をやっとやるようになった、若干ね。これ、町長もう町長、部課長が答える話じゃない、これは。災害対策本部長になるんですから。有事の際に。いざ大規模、全町域の災害が、いざというときに起きました。町長は約180名の正規職員と約100名ぐらいの消防団員、280名の部下を持つことになります。その方々を、一度も全員動かさずに、計画だけで本当に町民の安全を守れると思いますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）2年前の広島市の災害、それから今回の熊本の災害、それから、今回の茨城の岩手、岩手ですね、そういった水害等ございました。そういった意味の教訓を踏まえながら、その中にですね、その中に、広島市の防災においては、まず一番に、自分の身は自分で守る、要するに自助・共助・公助の中の自助の部分を中心に置きながら、災害は対応していかないといけないという、住民の方々のご意見もございました。そういった意味から、まずは、基本的には自主防災組織、これを立ち上げていただく。それと、自分の身は自分で守るという体制づくり、それに対して我々行政は、きちっと情報提供

を含めながら、いろんなことを支援していかないといけない。それと、今回の訓練の話でございますが、先ほどから答弁をしておりますが、今年度においては、そういった形で、計画の進める過程において、東小学校区の防災訓練、それも、今回はですね、その中に、今回の6月の経験も生かしながら、そこへ含めていきたいというふうに考えております。その発展形において、来年度にですね、この防災訓練をですね、全町的に進めていきたい。今住吉議員が述べられましたように、職員全員が参加、できるだけできるように、また、消防団の参加も全員できるだけできるように、こういった各組織は、いろんな意味で動いておりますから、招集の人数も含めてですね、なかなかできない点があるかと思いますが、それに対しては、最善の、私たちが、努力をしてですね、参集をしていく気構えでございます。それと、この防災に関してはですね、我が町だけではなくて、県、又は国、又はこの近郊にある自衛隊等も含めながらですね、そういったところのですね、いろんな意味の訓練において協力、連携を図っていただくということも大事でございますので、そこらもですね、きちっと調整をしながら、できるだけ、できるだけじゃない、最善の努力をしながら、訓練ができるように進めて参りたいというふうに思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）聞いたことと違う答弁が出てきましたが、結局もう一遍聞きますよ、全職員挙げての訓練をやったことがないんですよ。それで、本当に、いざ本番というときに、現在、今後もまた防災計画、ローリングかけて見直すんでしょけれども、今ある防災計画どおりに、ちゃんと職員が動けるんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、随時ですね、そういったマニュアル等も含めながら、精査し、今回の教訓を生かしながら進めていくということで検討しておりますので、その過程の中でですね、できるだけ、できるだけじゃない、全員が参加できるように、あの、訓練にですね、参加できるような体制づくりを、きちっと進めていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）訓練に参加できる体制づくり言うたら、訓練のための訓練じゃないですか。そりゃあ、実際に全町挙げて訓練やりますいう日に、参集できん人もおるでしょう。それは、いざ本番もそうですよ。例えば、過去に大雨災害に見舞われた兵庫県の佐用町、

これ、水害を踏まえた職員の参集体制を想定してるんです。100 パーセントの職員が、その1か月後、参集かけてから3時間経っても職員は60 パーセントも来ないだろうという前提で想定を組んでるんですよ。経験しているから分かるんですよ。実際、阪神大震災のときも、発災から数時間たっても災害対策本部を立ち上げられなかった。職員の数割しか参集できなかったという問題もあるんです。ところが、今の町長の答弁聞いたら、訓練のための参集できるような云々かんぬん、もう訓練のための訓練を考えてるじゃないですか。実戦を想定した訓練をして、そこで、失敗を見つけることも大事なんですよ。訓練で失敗してる部分をほっぽらかしにとったら、本番じゃもっと失敗するんですから。さっきも例に挙げましたが、これまで、避難所どこをどうやって開けるんかいうたら、職員がすぐに鍵を持って開けに行きます、ところが、いざ本番になったらできなかった。同じことです。訓練をやって、失敗を見つけることによって、初めて町民の命が守れるんですよ。今の町長答弁を聞いていたら、訓練に失敗しないように、段取りをちゃんと作って、シナリオを作って、前にも言ったかもしれませんが、防災劇ですよ。そうじゃない、訓練しましょうよ。失敗を一杯見つけ出しましょうよ、いうことなんですよ。何も遠慮して東小学校区だけじゃなくてもいいじゃないですか。極端に言うたら、住民の協力を求めるが難しいのであれば、住民が参加するのは東小学校区だけでいいんですよ。でも、職員は全員参加させて配置することできるでしょ。情報収集の訓練もできるでしょ、避難所開設の訓練もできるでしょ。なぜそれが今年度できない。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）先ほどから繰り返し答弁になりますが、今年度においてはですね、東小の小学校区の自治会において話を進めさせていただいておりますし、その調整においても非常に難しい点、多々ございます。住民の方々のいろんなご意見もございますし、参加に対する姿勢も含めてですね、そういったこともございますので、まずそこで、今ご指摘のように、訓練のための訓練ではなくてですね、今回のことを踏まえながら、きちっと、そこの中ですね、意見聴取図りながら、再度、災害に対してですね、強化できるようなものをですね、きちっと取込みながらですね、来年度に向けての災害対策をですね、全町含めながらですね、考えていくということで、ご答弁をさせていただきます。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）町長の言うところがよう分からん。結局何をためらっとるのか。住民の

方々からいろんな意見があります。そりゃそうでしょうよ。いざ本番になったらもっと大変ですよ、まず避難しないですから。問い合わせの電話もばんばん鳴るでしょうし、ここに。救助を求める電話も一杯あるでしょう。本番の方が、もっと住民の意見、すごいんですよ。ところが、訓練の意見にとらわれて、もう東小学校区限定にしますという、意味ないじゃないですか。それは訓練のための訓練ですよ。だからさっきも言ったように、住民が参加するのは東小学校区だけでいいんですよ。ただし職員は、各小学校区、避難所、情報収集の訓練すればいいじゃないですか、全職員。だから、さっきから聞いている。何でできないんですね。東小学校区でやる理由はいいいんです、もう分かりましたから。なぜできないんですか、うちの町は、防災訓練すら。職員の。なぜ全職員に参加させて、職員だけでも実動訓練すればいいじゃないですか。町民の参加は来年度からでもいいですよ、そりゃ。なぜそれができないんですか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今ご指摘、案を少しいただきましたので、住民の参加がですね、非常に難しいというようなことも考慮しながら、今回は、職員を、できるだけ全員参加させるような方向でというご提案でございます。それに向けてですね、私らもそれを検討して、できるだけこの東小学校区におきましてですね、我が町の支援体制をきちっと確立していきたいというふうに考えていきたいというように思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）明確に答えてください、なぜできないですかって言ってるんですよ。なぜできないですかを聞いているんです。そこがまた問題点になるんですよ、本番の際に。事前にきっちり段取りせんにゃあ、職員参加できんのか。だから、住民参加するのは、東小学校区だけでいいですよと。この日に合わせて集まれる職員を集めて、実動訓練、なぜできないんですか。なぜできないんですかを聞いている。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）なぜできない方のことにつきましては、まだその日程等も、まだこちらの方も案を持っておりませんし、ほかの行事等も把握してませんので、すぐにこの場で実施するというのが非常に難しいんですが、ただ、町長も申し上げましたとおり、議員の意見を踏まえて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○6番（住吉）じゃ、もう一遍町長に確認しますよ。やろう、今の答弁聞きよったら、や

ろうと思ったらできる話ですよ。できない理由はどこにもない、まだ日程決まっていんですから。ということですよ。今の部長の答弁聞いてると、まだ日程も決まっておられませんって言いましたよね。ということは、何とでもなるということじゃないんですか。町長、まだ十分調整が可能という答弁でいいんですね、今の部長の答弁は。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）部長が実際にですね、住民の方々との調整を行っている立場上、そういったご意見がございますので、そこをきちっと踏まえながらですね、我々、職員全員体制のもとですね、いろんな理由等もございますが、できるだけ全員が訓練に参加できるようにですね、検討して参りたいというふうに思います。

○議長（久留島）暫時休憩いたします。再開は 13 時ちょうどです。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

15 番、佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。町民の暮らしとアベノミクスについてお尋ねをいたします。安倍晋三首相は、さきの参議院選挙で各地で行った演説では、平和のこと、憲法を守る立憲主義のこと。国民主権のことはほとんど触れないで、もっぱら自らの経済政策、アベノミクスの成果を宣伝し、エンジンをふかす、アクセルを踏み込むと、さらに加速をさせることを訴え続けました。みんなに成果が行き届かないのは、道半ばと、破綻をごまかし続けてきました。大企業が儲ければ雇用も消費も改善するというアベノミクスの筋書きは、完全に破綻をしております。大企業や大資産家が大儲けするだけのアベノミクスのもとで、貧困と格差の拡大が深刻化しているからであります。大企業は儲けるだけ儲け、ため込みましたが、まじめに働いて年収 200 万円にも満たないワーキングプアが 1,100 万人を突破し、増え続けております。その背景には、派遣やパートなど、非正規の雇用が増えている、雇用の破壊があります。子どもの貧困、女性の貧困、老後の貧困なども重大な社会問題です。下流老人や貧困女子といった新造語が続々と登場するというのも事態の深刻さを浮き彫りにするものであります。円安や株高で大企業や大資産家が儲けを増やせば、雇用や賃金にも回り、消費や投資も増えて景気がよくなると

というのが、アベノミクスの筋書きです。この例は、世界各国で軒並み失敗をしておる。トリクルダウン、滴り落ちるの経済政策であり、破綻は当然です。安倍政権になって3年半、大企業や大資産家のみは記録的な水準ですが、そのほとんどは、ため込みや投機に回って、雇用も賃金も良くなっていません。大企業の内部留保は300兆円を突破する一方で、勤労者の実質賃金は5年連続の減少、年収400万の勤労者には20万円も実質賃金下がっております。破綻した政策を加速しても矛盾が広がるだけです。大胆な金融政策で、円を安くし輸出を伸ばし、株を上げてきた。そして、財政出動で公共事業を行い、経済が停滞しないようにしたが、しかし、大胆な金融緩和、いつまでもできるものではありません。財政出動も、いつまでもどこまでもできるものでもない。アベノミクスを加速しても、大企業や大資産家のため込みがそのまま、勤労者の賃金も雇用も改善しません。大体アベノミクスは、世界で最も企業が活動しやすい国にすることを掲げ、企業が派遣労働者を、いつまでも使い続けることができる派遣法の改悪や、残業代ゼロ、労働者を働かせることができる労働基準法の改悪などを推進してきた結果です。そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、質問の1、アベノミクスを推し進め、雇用破壊を加速すれば、貧困と格差の拡大が激化するだけです。日本国憲法は、全ての国民に生存権や法の下での平等を保障しており、賃金と格差の是正は、日本社会の健全な発達に不可欠です。上から滴り落とすのではなく、直接国民の暮らしを応援をし、日本経済の最大のエンジンである家計から経済を温めるべきです。アベノミクスは、加速ではなく中止することこそが町民の暮らしを守る最大の責務と考え提案をいたしますが、町長どのようなお考えですか、お尋ねいたします。続いて、地方創生の推進についてお尋ねいたします。日本再生、経済再生のための政策、アベノミクスを進める上で、地方創生はその根幹と位置付けております。平成26年11月21日、まち・ひと・しごと創生法案、地域再生法の一部を改正する法律案が、地方創生関連2法案が可決成立いたしました。我が国の人口は、2050年には9,800万人と、1億人を割ることが予想されます。人口減少の要因は、少子化、女性の社会進出など複合的な影響が考えられますが、若者が進学や就職のため地方から都会に流出していることも大きな要因です。国は人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、2014年11月にまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月には人口の現状と将来の展望を示しました。まち・ひと・しごと創生長期ビジョンとその実現に向け、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

まち・ひと・しごと創生法では、市町村においても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略等を勘案して、当該市町村の地域の実情に応じた地方版の総合戦略を定めるよう努めなければならないということとされております。こうしたことから、本町は、人口の現状分析、町民等の意識・希望の分析に加え、その前提となる歴史的、地政学的特徴から見る本町のあるべき姿を踏まえた上で、その目指すべき将来の方向を定め、人口の将来展望を行った人口ビジョンを策定をいたしました。全員協議会や各委員会、また、議会でも一定程度議論を重ねてきたところであるが、この人口ビジョンを踏まえ、来るべき人口減少に歯止めをかけるための必要となる、基本的な考え方、基本目標と施策等を定めた海田創生総合戦略を策定し、また、町のホームページにも掲載、海田町まち・ひと・しごと創生総合戦略で具体的に明らかにしました。期間は、平成 27 年度から平成 31 年度まで 5 年間を掲げ、海田町まち・ひと・しごと創生、1、総合戦略、2、資料編、3、概要版、と、必要な施策を講ずることとしております。具体的にお尋ねいたしますが、質問 1、一つには、20 代、30 代の女性が働き、結婚、出産する場を地方に取り戻すための支援、二つ目には、大学の地方移転や地方における大学に至るまでの一貫した教育環境の充実、三つ目には、地方における中小企業のものづくり支援、四つ目には、研究機関との共同研究の支援、五つ目には、ふるさと納税の拡充、六つ目には地方への定住を考える人達に、居住、就労、生活支援等のワンストップ支援窓口の設置。7 番目には、町経済を牽引する中枢拠点都市圏の形成推進等々あります。1 から 7 までのような展開なのか、どういう事業を展開していくのか、お尋ねいたします。大きく二つ目には、国の長期ビジョンと国の総合戦略を考慮して、各地方自治体が地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定するスケジュールと、国の地方創生には見方によってはいろいろ問題がありますが、消極的な取り組みでなしに、走り出した以上、5 か年という節目があるから、地方自治体として地方創生事業を主体的に利用し、住民と地域の利益を増進をさせることが必要であり、その提案をいたします。具体的には、予算や事業について積極的にどう取り組まれるのか、お尋ねをいたします。次に、町行政と自治会についてお尋ねいたします。前回、町行政と自治会についての質問に、自治会に対する補助金など前向きに考えている、また、各自治会長からのアンケートの結果を精査しながら検討すると、ご回答いただきました。先般、総務文教委員会で、行政と自治会について先進地で学んできました。率直な感想ですが、その自治体は、一般会計当初予算約 250 億円の規模でございましたけれども、自治会に関する費用は総額約 1 億円、具体的

には約 70 自治会には、均等割 5 万円、世帯数に 700 円加算の補助金、組織率は 95 パーセント、自主防災会に可搬式消防ポンプ設置の支援、防災訓練、防犯活動、自治会主催の一斉清掃等々、補助金と交付金、それ以外に、「わ」で輝く自治会応援報奨事業、子どもに関すること、お年寄りに関すること、全住民を対象にするなど、100 項目を対象に、支援金や交付金を提出しておりました。海田町はあまりにも冷たい。先般、単位自治会の会議の中で、次のような切実な意見が出ました。具体的にお尋ねをいたしますが、

- 1、班長の負担軽減。町など行事の参加呼び掛けや募金等、半ば強制的に押し付けております。そして班長は乳飲み子を抱えて、幼い子どもと一緒に、暑い中、度重なる募金、会費など徴収、回覧、見守り、調査等々、事業への案内・参加の確認など、負担が多いので軽減をお願いをいたします。このままでは、自治会の仕事をしたくない。このような実態では、組織率は降下をたどる一方で、改善が要求をされます。改良も必要です。どうされますか、お尋ねいたします。質問 2、自治会への補助金制度創設、使いつ放しで補助金や交付金の支給はゼロ。今の実態は町や他の団体からの募金、各種の情報、報告、調査、パトロール、清掃、訓練報告、見守り、また会員でない世帯まで防犯組合の全世帯の会費まで押し付けるなど、制度的におかしい。改善を求めますが、どのようなかお尋ねをいたします。三つ目には、防犯パトロール、年 2 回。自主防災訓練、町道の清掃活動に交付金を出しておりました。海田町も行事に対して交付金を提案をいたしますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。さて次に、J R 高架事業の進展と庁舎移転についてお尋ねをいたします。広島市東部地区連続立体交差事業についてお尋ねいたします。先の 6 月議会で、南昭和町の旧県庁舎の跡地は、場所として完全に決まりました。ここにいる議員は 100 パーセント賛成と判断できます。それは、2 月の 23 日は、全員協議会を、議題、広島市中枢都市圏の、その後、現地の旧県庁舎跡地、建物現状視察、3 月 9 日は、庁舎建設及び広島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会が開催をされ、2 月 23 日の視察集約、意見、その後集約意見を 3 月 10 日に町長に提出をされております。私が強調したいのは、3 月 15 日、広島市東部地区連続立体交差調査特別委員会が開催をされ、そのときの議題は、海田町新庁舎整備基本構想策定業務の概要について、とあり、資料 1 は広島県海田庁舎敷地の概要について、1 は所在地、南昭和町 14 の 19、2 は土地状況、3 は建物状況、4 は敷地条件、5 はその他、配置図・平面図。資料 2 は海田町新庁舎整備基本構想策定業務、2 は目的、3 は業務内容、4 は費用 1,300 万、3 月 30 日は広島市東部地区連続立体事業調査特別委員会が開催をされ、

そのときの議題は、庁舎耐震長寿命化工事などの事例について、昭和 46 年 3 月の建物の構造、鉄筋コンクリートはコンクリート構造、ラーメン構造等々を説明を受けました。それを踏まえて 6 月議会が開かれ、6 月、町新庁舎整備構想基本構想策定業務は可決をされ、庁舎耐震長寿命化工事は否決をされました。その結果、これまでの経緯を踏まえ、今後の現職議員は、100 パーセント、海田町南昭和町 14 の 19 に異論はないはずです。町長は、最優先でわき目もふらずに、思い切って、庁舎移転場所が決まっているので、超特急で進める必要がありますが、どうですか、お尋ねをいたします。次に、二つ目ですが、J R 高架事業の進展は広島市部分がかなり難航し、行政と住民には大きく距離があり、合意には時間がかかる。また国の事業認可は 16 年 3 月で期限切れとなっている。2018 年度中に国に認可を経なければならない。1991 年 6 月の広島市東部地区連続立体交差促進協議会発足後、紆余曲折があり、現在ではいつから着工とは、見通しが立たない。本来であれば 2015 年度には完成したものであったにもかかわらず、県も市も住民不在で生活者軽視、挙句の果ては延期縮小にまた延期、現在は際限ない延期で見通しが立たない。このままでは行政不信というよりもでたらめ行政の延長しか思えない。いっそ遅れついでなら、現行どおりの方法で進めるのが、将来の海田町やその周辺のまちづくりに最大効果があると考えますが、どのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問に答弁いたします。まず、町民の暮らしとアベノミクスについての質問でございますが、1 点目については、国の経済政策については、デフレ脱却に向け、道半ばでございますが、経済再生財政健全化に向けて取り組まれているものと考えております。当然に、日本の経済政策の地方に与える影響は大きいものがございますので、今後の取り組みにも注視していきたいと考えております。続きまして、地方創生の推進についての質問でございますが、1 点目については、海田町においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、健康で安心な生き生きとした暮らしを守る、海田町への新しい人の流れをつくる、生きがいのある就労の場を確保する、の四つの政策を定めて取り組んでおり、各政策分野の基本目標の達成状況につきましては、出生数が増加し、人口の社会増減も増となっておりますが、健康寿命の延伸と創業支援事業計画に基づく企業件数については、まだまだ取り組みが必要な状況です。2 点目につきましては、地方創生に取り組むための財源として交付金や地方財政計画での財政措置といった財源手当もありますので、これらを活用して基本

目標の達成に向けて取り組んで参ります。続きまして、町行政と自治会についての質問でございますが、町政の運営を行う上で、自治会はなくてはならないものと考えており、自治会の活性化がまちの活性化につながるものと考えております。しかしながら、自治会の運営はいろいろな課題があつて大変苦勞されていることは承知しておりますので、自治会の皆様の意見を聞きながら、支援のあり方について検討して参ります。続きまして、自治会の支援策についてでございますが、本年7月に実施したアンケートを踏まえ、自治会の活性化に向けた支援のあり方について、自治会の皆様と検討を始めており、課題解決に向けて、対策を講じたいと考えております。また、防犯組合の会費については、自治会の広報配布数を基礎としており、自治会の加入世帯数と乖離しているのは、承知しております。これまでも防犯組合連合会の理事会総会で指摘がございましたが、現時点では会費の算定基礎として広報配布、世帯数とすることを、総会で承認されております。今後は、防犯組合連合会の正副会長会議や自治会で、この問題について議論をいただきたいと考えております。3点目については、佐中議員、ご提案の行事に対する交付金も支援策の一つであると思いますが、自治会の皆様と協議し、検討して参りたいと考えております。続きまして、J R 高架事業の進展と庁舎移転についての質問でございますが、1点目については、庁舎移転は町の重点施策と考えており、議会の意向を踏まえ、積極的に取り組んで参ります。2点目につきましては、平成27年6月の4者会談において、見直しの方向性に基づき事業を進めていくことを確認しておりますので、町といたしましても、この方向性に基づき、まちづくりを進めて参ります。先ほどの地方創生の推進についてで、「生きがいのある就労の場」と答弁いたしましたが、正しくは、「働きがいのある就労の場」に訂正さしてお詫び申し上げます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）町民の暮らしとアベノミクスの問題、いろいろ若い人達と話してみると、おれは給料で、おやじを抜けない。一杯こういう話が返ってくる。それはどういうことかということ、我々が現役の時代、私も。退職してから10数年になりますが、あの当時、20年、30年、若い人たち、ある程度の収入があつてですね、我々も田舎から出てきたんですけれども、田舎から出てくれば、まず、アパートを借りて結婚をして子ども作って家も建って、老後を過ごす。これが一つのパターンですが、今は、そういうパターンを全然浮かび上がらない。さっき言いましたように、おれは給料で、おやじを抜けない。皆、諦めが、もう諦めムードでね、あることが、社会問題になつとる。ここをなんとか

せんかったら、日本の経済、やっていけない。もう将来を諦めるような若者がどんどん増えるようではね、いい社会とか活力とかね、そういうまちづくりはできない。いい国民、でね、今の社会で生きていく、こういうことはできないというように思うんですね。調べてみると、1990年以降日本人の平均年収は、どんどん下がって、25年間で100万円下がっておる。前にもここで、最高の給料をもらうたときなんぼ、平成13年と平成24年でしたかね、130万円収入が下がっておるといふ答弁をいただきましたが、職員の方でもそうなんですね。もうこうなるとね、もう、景気の回復というところはね、いかんですね。景気の回復は国民の懐を豊かにする。これが最大のね、一番の大きなどういいうんですか、対策なんですよ。今100万円も下がって現在の若い人たちはね、大体平均420万ぐらいらしいですが、こうした時代を反映をして、今、自動車をね、欲しがらなくなつとる。車はもう必要ないというような、今のよう、今の状況を迎えております。これが大きく反映をすると、今後の自動車メーカーや、あるいはいろんな生活ますますね、景気が悪化をしていると。私が言いたいのは、町長は、海田町の最高の責任者であるし、みんなから税金を集めて、あるいは国や県からお金をもらって、町民の暮らしを守る、先頭に立って、その施策をやる責務がある訳ですね。私から見たら、このアベノミクスは、政権を取ってその中に、従っていかないといけないところも多々あると思いますけれども、しかし、間違ってること、間違ってる。アベノミクスは3年半続いて、何ら良くならない。良くなつとるのは大企業だけ。中・小零細企業はまた税率が違いますから、大幅に税金をね、払い込んで、大企業だけが税金を緩和されている。こんなやり方ではね、あるいはこんな政治をずっと続けていたんでは、町民の暮らしを守れないが、どう考えるのか。難しい質問だと思いますが、しかし、そこが一番ね、景気を回復し、町政を活性化させる一番大きな要因だと思いますが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）国が行う経済政策につきましては、国民の誰もが関心を持っていることだろうというふうに思います。現在の政権の経済財政政策についても、最終的には賃金が上がるというところを目標に進められているものと認識をしております。なかなか、賃金の上昇がなく、道半ばといったような表現もされてますけれども、今後いろいろな取り組みを、国の方で、また、議論されて進められていくものと考えております。その中で、基礎自治体への影響も大きいものがございますので、そういったものも含めて、

十分に国の施策についても関心を持って対応していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）非常に難しい、質問でもあるし、答弁でもあるよね。しかし、経済やあるいは、国の作るあり方の問題で一番基本的な問題だろうと思うんですよね。その中で、海田町という地方自治体があつてですね、これからのまちづくり、これからの国づくりというのが掛かつておる訳です。先ほど教育の基本総合戦略でしたね、ありましたけれども、夢を語り夢を持つというのがありましたけども、今の若者は、夢が持てないような状況ですよ。私はそう見るんですよ。なぜかといいますとね、今の若い人たちは、出世をしたりね、会社を伸ばして収入を増やすよりも、もう諦めてしまって、好きな趣味を楽しんで暮らしたいという考えが、大半出てきたと。その背景には、労働者の派遣法の改悪や、あるいは集団的自衛権のニュースを聞いても、もう、あれは自衛隊が行きやあいんだと。あるいは戦地で犠牲になるのは自衛隊だと、自分ではないというようにね、いろんなことで、諦めがある。割り切り、こういうことが含まれておるんですよ。私から見ればかわいそうだなという、行政としてなんとか手助けをし、手を伸ばして、本当に夢のあるそういう人生を送ってもらいたいな。夢のある、夢はなんかって聞いたら、いろいろ答弁をされましたけれども、しかし、今の社会から見れば、本当に人が人を殺すような社会ではなくて、人を助け救う社会を作っていく。高学歴であつたり、高地位であつたりした人が、ますます人を苦しめて、自分だけいいというような社会、今の社会はそうですが、そうではなくて、人助け救う、みんなが助け合って生きていく。こういう社会を作っていくのが本当の社会だろうというふうに、何回もこのことを言って、もう皆さん、飽きられたかも分かりませんが、やっぱり、人間のそういう生き方、希望、夢、私はここにあると思うんですよね。答弁を求めたいんですが、町長の見解をお尋ねします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、ご質問がございましたように、基本的には、夢を持ってですね、人生を暮らしていただきたい。これは当然のことだと思いますし、その過程の中で、やはり皆さんが生きがいの中にですね、やはり社会貢献をしていただくということ、非常に大事なことだというふうに思います。その社会貢献の中、仕事も含めてですね、そういった過程の中で、最初の質問に戻りますが、国全体がですね、非常にデフレの状態にはま

り込んでですね、賃金が上がらないような状況があるというような認識のもとでですね、国の政策が進められてきていると思いますので、そういったところをですね、今から解決してこうというのが、国の姿勢の一つだというふうに思います。それらを我々地方自治体が、その方針に対してですね、論ずることも非常に大切だと思いますが、実際には、住民の方々ですね、暮らしを、暮らしやすさですね、これをやはり私自身もですね、求めていきたい。そのためのまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、今回、いろんな形でご提案の方もさしていただいていると思いますが、補正予算を含めてですね、そういったものを進めながら、住民の方々がですね、安心・安全で暮らしやすい、そういったまちづくりに今は努めるという決意でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）非常に難しい問題で、いろんな条件も重なったりする訳で、これで終わります。二つ目には、地方創生という問題で、国が、ああして七つ出しましたけれども、町もそれに合わせてですね、四つ具体的に出されておる訳ですね。結婚、出産の問題であるとか健康で安全・安心なまち、海田町への人の流れを作る、働きがいのある就労の場を確保する。この大きな柱を掲げて、平成27年の9月の総合戦略ということで提案をされている。まだそれこそ道半ばというか、取り掛かりなんですね。だけれども、政府としては大臣まで作って大々的にやろうとする、やっぱその恩恵をね、やっぱ受ける。そういう、目に見えたものが欲しい訳ですね。今までにも努力をされて、プレミアム商品券であるとか、あるいは防犯カメラ、消防団等々のそういう予算でいくらかはやっておられる。空き家対策もその中の一つですけれども、そういう、具体的なね、施策をやるのに、やっぱ町を全体を挙げてね、企画部、あるいは、そこの担当だけ任せるのではなくて、総合戦略、地方創生、そのプロジェクトチームぐらい作ってね、やらなければ、先ほどアベノミクスのそういう破綻も含めてね、地方創生というのがからんでくる訳ですけれども、私から見れば、両方ともどんどんどんね、お金をつぎ込む割りに国民や町民のところに回ってこない。それを回してくるのが町の役割だというふうに思うんですよ。それを、一つの課やら一つの部でね、任せっきりであると、ますます失敗は重ねる。そうでなくて、総合戦略いう形で、予算のそれなりに対応すれば、出てくんですね、今まで1兆円補正予算が出てきている訳ですから、しないところは、あまり予算が取れないが、積極的にやるとそれが取れる仕組みになっとるんで、その辺はどうなのか、前の副町長は、うまいこと、この、そういう元気交付金であるとかいう

ようなのを提案をしながらね、企画が、いろいろやられてきたんですけども、そういう積極性がね、私は、海田町独自で必要だと思うんです。またできると思うんですが、それどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）国の地方創生の総合戦略につきましては、海田町においても積極的に取り組むべきものと考えております。この考え方ができたのは、自治体の消滅であるとかそういったものもいろいろ議論される中で、海田町において、すぐに課題となるようなものではないかもしれませんが、日本全体の人口減少社会ということは間違いない事実でございます。これに対応すべく、海田町も積極的に取り組むべきものと考えております。先ほど議員の方からプロジェクトチームを作って対応してはどうかというようなご意見もいただきましたが、プロジェクトというよりは、企画が担当とはなりますが、町全体で取り組むべきものだというふうに考えております。これまでのように、いろいろな国の支援策を活用して、いろいろな事業に取り組んではどうかというようなご提案もいただき、町の方もそのように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○15番（佐中）じゃ、終わります。続いて、町行政と自治会についてお尋ねをいたします。自治会のあり方が注目をされておるんですね、海田町だけでなく全国的にもそうなんですが、先ほど、町長、支援のあり方について検討する、でも具体性がないから、私、何回もしつこく一般質問して、こういうのをやったらどうか、金額として示したらどうかという提案をね、もう何回もしておるん。でも、金額が出てこんので、どのぐらい支援してもらえるんかというのがね、目に見えない。それがあつたらね、私も、自治会活動の、町全体の展望というかね、見えてくると思うんですが、どうも、いつ頃になったら出てくるかなと。来年度の予算では、いくらか出てくると思うんですが、しかし、西田町長の一番の魅力はね、やっぱり、即やる。即対応するというのが、今までの町長はいろんなことを言いながら、ずっと停滞してきたから、そう感じるんです。みんなが言うたら即やる。後ほど出ますが、庁舎の問題もそうなんですけども、やっぱそこに魅力が、私はあると思うんですね。そういう面では、対応してもらいたい。今の自治会では、無関心であつたり自治会へ入っても何のメリットもない。役員を押しつけられりゃあ、責任があるために、世話をするのが嫌じゃというのが通常の人ですね。私も一定程度抵抗したんですが、とうとう最後には指名をされて、やれ、ということで、やる。ボランティアでやると、こういう話もあるんですね。ボランティアならボランティアでいいん

です。そういう位置付けであれば。だけれども、海田町に 45 の自治会があって、この仕事は私ですが、ボランティアじゃけえこれはしないよ、いうことができないんですよ。全部、町やあるいは外郭団体あるいは高齢者のいろんな悩みごと、相談、地域のいろんな問題があったら、ほっとく訳にはいかなのですよ。私、ボランティアじゃけえ知らんいう訳にはいかなのですね。そうしたら 45 の自治会が一つでも自分の汚点を残さない、失敗はしない、よけいはしないけども、必ずその事業をやるというね、こういうことが発生をする訳です。そういうボランティアの精神を、町はうまく利用して今までとる訳。ところが、長続きしないような今の状況。先ほど最初に質問しましたが、乳飲み子を抱えてですね、暑い中、寄附を集めてもらいに行く。1 回行ってもらえたらまだいい方。2 回も 3 回も行く、夜行く。責任者から見ればね、代ってやりたいのいうような、そんな気もするし、かわいそうなのういうて。それでも自治会に協力をしてくれるんですよ。私が、町に支援をしてほしいというのは、そういう、募金等々ね、募金だけでも 5 回ぐらい集めて行くんよね。会費を集める、赤い羽根、日赤の社資、社協、まつり、それ以外に、まだ何かあるかも分からんけども、最低でも 5 回行く。一遍に集めたらどうかいうたら、金額が多くなるけえね、これはちょっと難しいと。ばらばらに回ってもろうた方がいいという声が出てくる訳ね。班長さんにそのことを言うたら、しようがないということになっとるんだが、町から一定程度支援が出ると、まとめてこのぐらいなんじゃが町から支援が出とるから、この分は会費を半分補助、補填をする。その代わり半分はみんなから集めてくれ、ということもできる訳ですよ。そうしない限りは、責任のあるね、自治会の役員になりようがない。そうすると、どんどんどんどん組織率というか、加入率が下がってきてる。そういうね、悪循環を今繰り返している。会費を払って責任ある仕事をやって、町から何の支援もないのはね、誰が見てもおかしいと思わんです。それで町長今、みんなの意見を聞きながら、支援のあり方について、あり方について検討してもらうのは、いくらどうするのか、具体的に示してほしいんですが、どうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）自治会の支援策につきましては、議会でもいろいろとご意見をいただいておりますし、自治会連合会さんとも、そのあり方について協議をしております。先日、自治会連合会の各校区の連合会長さんと、今後の自治会支援のあり方について協議を行いまして、いろいろ意見交換をした訳ですが、引き続き、行政からの支援のあり

方について検討していきましょうということで話が進んでおりますので、自治会長さん方との意見、研究を行いまして、それから行政としての支援の規模についても結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）45の自治会長、皆紳士ですからね、積極的にお金出せ、補助金をね、要求するとは、具体的にはあまり言われんと思います。紳士で高潔な人ですから、そこまで要求しないと思いますが、私、いろいろね、この付近やら、あるいは研修先に行ってみると、大体1団体に30万前後出しとるんですね。お隣の府中町、30万越してます。坂町だって28万ぐらい、この間行ったところは、もう、かなりの額、しかも、自主防災については自ら消防ポンプを持ったりして、やってる。それ以外に、防災訓練で、自分とこの自治会でやった場合は、交付金を出しとる。交付金は全額出しとるんです。掛かった費用。そこまでやってね、やっぱり町政の活性化をつなげておる訳です。私今までずっと、前回も言いましたけれども、100世帯を基本にして、10万円。1世帯ごとに、200円プラスをする。50世帯までは5万円で、100世帯は10万円。1世帯ごとに200円追加をする。こういうのは最低のね、全体で、私の計算では700万円いかんですよ。商工会へ750万出しておられるのに、自治会に全くゼロというのはね、私は、ちょっと不満がありますし、対応をしなかったら、自治会そのものが崩壊の途を辿ってくというように思うんです。全体として、やっぱり500万超すような、そういう補助を出すのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）自治会の活動資金の確保につきましては、これまで資源物の回収奨励金でありますとか、その他施策に応じて、自治会の財源が確保できるようにと、町の方でも考えて行っているものと考えております。ただ、この金額が適正な額なのか、自治会の活動を活性化させるために、もう少しあれば、もっともっとさらに活性化できるという見込みがあるのか、そういったところも考慮いたしまして、規模の方は、最終的には決定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）何回言っても、同じような答弁が返ってきますが、自治会の補助金と同時に自治会館の耐震のそういう費用をね、これまでの町の補助でなくて、特別に自治会館に対する耐震補強に関する補助というのが、自治会連合会の会長の方から、この間の

総会の際に個別の自治会と併せて、それが出てきたんですが、その耐震に対する対策はどうなのか、お尋ねします、費用ですね。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）自治会館につきましては、自治会館を管理されている自治会もあれば、そうでない自治会も、いろいろ条件が異なってくるかと思います。そういった自治会館の改修費用につきましても、現在での制度は一部ありますけれども、その拡充につきましても協議を行いながら、また、多額の財源が必要であるということになれば、また全体での話になってくるかと思いますけれども、そういったことを総合的に判断をいたしまして、結論を出していきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。前向きで、実のあるね、行政をやってほしい。それを期待しております。次に、JRの高架事業と庁舎の移転の問題についてお尋ねいたします。先ほど長々言いましたが、6月議会の中で、耐震のことについてはもう予算を否決をされて、前の県の合同庁舎のことですね、否決をされて、町は執行できない。しかし、場所については、あそこで、しかも、基本構想、作るということ、修正を出されて、それが各議員の中で、それが論議をされて決まった訳ですね。ほかの議員、議員に聞いてもらったらいいますけれども、あの場所で皆認めて、耐震がだめよ、だけど、基本構想の作っていく、あの場所へいいよというて残してもらったのが、あの500万円で基本構想を作った訳ですよ。いろいろ話を聞くと、いろんなことで、まだ模索をしておるようですけれども、議員としたらですね、予算をあそこで認める。そうすればもう場所もあそこでいいということ認めた訳ですから、私は、何も、何の、どういうん、問題もないというように思います。町長はもう思い切ってますね、あの場所で、もう、基本構想を作って早く取り掛かる。先ほど言いましたが、早くやるのが、西田町長のそういう、政治生命って言っていいぐらいね、みんなが期待をします。それ、どうなのか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）6月の補正予算の議決につきましては、議員の皆様方、議決をいたしまして、県海田庁舎の跡地に新しい建物を建設する方法で庁舎移転についての基本構想策定するという、予算の議決をいただいたものと考えております。町といたしましても、その位置につきましては、提案をした場所でございますので、庁舎移転につきましては、

積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。続いてですね、2016年の3月で国の事業認可は期限切れとなつとるんですね、今、県の段階ですけど、県と市なんですね。これは、今、実態はどうなっておるんですか。国の認可の問題ね、期限切れなんですけど、まだそのままになつとるのか、それとも新しく申請をし直しとるんかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、事業認可につきましては、今切れた状態になってございます。したがって、それを是正するために平成30年度の前半に都市計画決定の変更並びに事業認可の再取得といった事務手続になって参ります。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今お話聞くと30年、30年から、じゃあ今の見直し案が早くてですね、交渉できるいうんか、準備が進める。こういう出発点になるのかどうか、お尋ねします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）見直し案につきましては、現在県の方で道路の方の設計をしている最中でございます。近いうち、来年度になるとは思いますが、その案が提示されるものというふうに考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）下準備はそれでいいと思うんですね。国の認可をもらうのに、そこから始めて、下準備があったとしても、そこから始めて事業がスタートする訳でしょ。それが、その時点から始めるのかどうか、その問いなんです。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩）はい、そのとおりでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）早く進めても、30年、そうすると、府中町の取り掛かりがいつになるかわかんけれども、30年以降よね。その5年以内で海田町が、またその10年間の計画を決めていくという。そうすると、もう何年も先、しかも、船越町で今、安芸区船越ですね、いろんな問題があつて、訴訟しようかという話も浮き上がってきておる。これで、仮処分が例えば出たとすれば、またどんどん伸びていく。そうするとね、西田町長はまだ私より若いですが、生きとらんという可能性もある。もちろん私も、おらんかも。同

じ遅れついでならね、将来、政令市はもう瀬野ぐらいまで延ばすようなね、そういう、連続立体交差事業をやらせるという、この間のこども議会のときにね、こういうのが出てきとる。おっちゃん、ＪＲの高架事業、どうして上がったたり下がったりするん。子どもが聞いてくるんよ。というのは、私が仕掛けたね、おまえ何か質問するもの考えとるんか言うたら、考えております、ＪＲの高架事業をしてもらいたい、言うたら、この答弁が、答弁いうか問いが返ってきた。子どもはやっぱ素直なと思うよ。ＪＲの高架事業で上がったたり下がったりするようなね、こんな事業は、子どもですら直感的に見てね、もう正義感というか、純粹というかね、あるんです。子どもの感覚はやっぱすごいなと思います。町長、そういうね、何年も先のことを、今ね、上がったたり下がったりするよなのを論議するような、こういう考え方では、私は難しいと思う。しかし、庁舎の移転問題も含めて、いろんなことでね、いろんなことが絡み合ってきて、非常に難しいのは分かる。分かるけれども、考え方としては、今のまま進めるんじゃないと早く進めてほしい。そうしたら、私何も言わない。けれども、延ばして延ばして、訴訟でもあつてね、計画を変更したから訴訟するんじゃないんです。立ち退きをした人が約束を守ってもらえないということで、訴訟をするという動きがある訳ですね。そうすると、何年も延びていったらね、ここ 10 年、20 年では、できないような状況にもなつてきとる。即やってですね、ここ 10 年、15 年の先でできるというようなね、明らかに見通しがあるんなら、どんどん進めてほしいんですが、そうでない限りは、将来の子どものためにも、ＪＲの高架事業はずーっとね、瀬野の方まで延ばしてほしい。もちろん海田、現行どおりやってほしい。こういう考え方を私持つんですがどうですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）今、議員さん言われるように、巷ではいろんなうわさが出ておるのは確かでございますが、我々執行部の方といたしましては、県・市、府中町・海田町と、四者で見直しの方向性を合意した内容、そしてスケジュールについて、まだ遅れるという話は一切聞いておりません。みんな四者ともに、平成 30 年代の前半の都市計画変更の、向けて、そのあとのすぐ事業認可に向けて、四者協力して今進んでおるところでございます。町にいたしましても、それに向けてですね、今回補正予算で上げさせていただいております長期未着手の見直し等々も、全て平成 30 年代の前半に都市計画変更がちゃんと円滑に行けるようにということで、皆それぞれ協力し合ってますね、進んでおりますので、今はあそこを目標に全力で進んでいきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）アップダウンするようなね、そういう線路は、全国的にどこへ行っても珍しいんじゃない。まあ全くないとは思わんけれども、珍しいというように思うんですね。こういう結果になったのは、生活者の軽視であり、住民不在の一方的な意思決定をした知事にある訳ですね。知事、私は本当に住民不在だと思います。これまでも、延期じゃあ縮小じゃあ中断じゃあ、再見直し、また中断を重ねてね、27年度までに出来とかないかんのをどんどん延ばして延ばして、全く住民不在、片方では、ファンドみたいなことをやってね、企業優先の政治をやる、高速5号に入れたりね、そういうやり方をしておる。全く住民の生活にはあんまり重視をしてない。あとわずかですから、このままではね、禍根を残すと思うんです。国と、国は、推進の方向にある訳ですから、そこら辺も踏まえてね、国会議員あるいは建設省、国土交通省ですか、これらを含めて、推進の方向にね、全力を挙げてもらいたいと思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（久保田）はい、今言われるように、これ以上遅れのないようにですね、予定どおりのスケジュールでいくよう、町長含めて、執行部の方、全力で取り組んでいきたいという具合に考えております。

○15番（佐中）終わります。

○議長（久留島）5番、下岡議員。

○5番（下岡）5番議員、下岡です。本日は2項目について質問いたします。まず第1点、庁舎移転のスケジュールについて。町民の方々から、しばしば庁舎移転はどうなっているのか質問を受けるが、明快な説明をしにくい状況にある。論点整理の意味も含めて質問いたします。まず1点目、移転先は県海田庁舎跡に正式決定したのか。したのであれば、いつどのような手続によったのか問う声がある。見解を問う。2点目、どのような行程を経て、いつ庁舎移転を行うのか。全体のスケジュール見通しについて、その内容を問う。3点目、6月定例会において修正はあったものの、基本構想策定業務の補正予算が成立した。来年3月が納期となっている現在の対応方針を問う。4点目検討の関係において今年初めの町長知事会談において、県海田庁舎跡への移転について基本的には合意したけれど、知事は、JR高架事業の方針を決定することが先だと述べたと言われている。これは、どのような内容に関して県の方針が先だと述べているのか問う。また、県の方針時期、決定時期とは、平成30年に予定される都市計画変更又は事業認可再取

得の時期と解釈するのか問う。５点目、役場事務所の位置を変更しようとするときは、議会の議決において出席議員の３分の２の同意を得る条例制定が要件となっている。その条例制定時期について、事務所建築の前後どちらでもよいが、建築の財源見通しの立たない段階では不相当とされている。どの段階で、この条例を議会に提出する予定か、問う。また、仮に３分の２の同意が得られない場合、どう対応するのか、方針を問う。大きく２点目、海田の水の取扱いについて。海田の水については、従来、町主催行事や協働のまちづくりイベント等で無料配布されてきたが、近年販売も始めた。今年度に入って、広報で販売ＰＲを強化する一方で、一つの行事で無料配布をやめるなど方針転換を図ったように見える。もしそうであるなら、十分な検討が必要と考え、質問します。

１点目、６月、９月のクリーンキャンペーンにおいて、瀬野川での３か所のみに海田の水を配布するのは不公平との指摘を受けて、町内の全参加者に配布を始めてまだ間もない本年６月から、突然配布を中止した。一部自治会では、そのやり方への批判と混乱が起きている。なぜ突然中止したのかの理由と収拾策について説明願う。２点目、クリーンキャンペーン無料配布は、国か県の支出金を財源とすると説明されたと記憶している。中止によって、この財源はどうなるのか問う。また、この支出金は県のラブリバーマイロード制度の代替財源ではないのか。そうであるなら、その制度の移行前提で配布を中止すべきではなかったのか問う。３点目、海田の水の昨年度の取扱い実績について。無料配布分本数、内訳としてクリーンキャンペーン時配布数並びに有料販売本数を販売所別に問う。４点目、海田の水の販売について、ペットボトル１本当たり税込みいくらか販売しているのか。またコストについて変動費として１本いくらか、固定費は年間いくらか、採算性も併せて問う。５点目、海田の水の原水は蟹原浄水場で処理され、町内家庭に配水される水道水の一部であり、これを三原市の民間工場で加工処理の上、ボトル化されたものと聞く。工場ではどのような処理が行われているのか問う。また、海田の水と一般水道とは商品性において、どのような優位性あるのか問う。６点目、海田の水の販売に当たっては、各種法令上十分な検討が必要と思う。法令上の諸課題は全てクリアしているのか問う。７点目、海田の水を販売することの意味、目的は何であるか問う。海田の地下水については、地場食品企業がこれを採用したりなど、名水として高い評価を得ている部分がある。事実、当町の地下水の成分分析を行うと、適度の軟水であり、まるやかで口当たりが良い。総合公園で取水可能な海田の地下水を扱う方がまだましではないか、問う。以上２点でございます。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。まず、庁舎移転のスケジュールについての質問でございますが、1点目については、役場の位置が法的に決定するのは、役場事務所の位置変更に係る条例が可決されたときでございます。2点目につきましては、今年度中に、新庁舎整備基本構想を策定し、続いて、基本計画を策定する予定でございます。その後のスケジュールについては、整備計画を定め、県と協議しながら可能な限り早い時期に移転できるよう努めて参ります。3点目については、議会の意向を踏まえ、新庁舎整備基本構想を策定することとし、今年度中の策定を目指して取り組んで参ります。4点目については、連続立体交差事業の全体像が固まった上で、現役場庁舎の移転や補償に関する事項が進んでいくことと考えております。また、県の方針が確定する時期は、都市計画変更や事業認可再取得のときと考えております。5点目については、財源の目途がつき、庁舎移転の見通しが立った段階で、条例の提出を行って参ります。また、議会での合意につきましては、議会での議論や意見等を踏まえ、ご理解を得られるよう十分な説得に努めて参りたいと考えております。続きまして、海田の水の取扱いについての質問でございますが、1点目については、クリーンキャンペーンで河川清掃にお越しいただいた方に海田の水を配布しておりましたが、クリーンキャンペーンは、自治会等で、町内全体で行うものであり、河川清掃に参加した者だけが、海田の水をもらえるのは不公平だのご指摘をいただいたことに伴い、河川敷以外での3か所に配れるかどうか検討して参りましたが、費用の問題と河川敷以外の参加者への配布方法の課題を検討した結果、配布を取りやめたものでございます。収拾策については、お問い合わせがあった場合については、水の配布がないことを丁寧にお伝えすることでご理解いただきたいと考えております。次に、2点目については、県の河川清掃委託金を財源としており、今後も引き続き活用を図りたいと考えております。また、ラブリバーマイロード制度と河川清掃委託金は、趣旨が異なるもので、代替財源になるものではございません。3点目につきましては、無料配布が747本、クリーンキャンペーンで配布するのは、水道事業から町部局へ有料で販売しているもので、無料配布ではなく、役場での販売本数に含まれ、6月が1,584本、9月が1,440本でございます。有料販売本数8,790本のうち、シルバー人材センターで432本、総合公園で48本、役場で8,310本となっております。4点目については、役場での販売価格は1本100円でございます。コストは、変動費が1本105円、固定費が年間28万円で、1本当たり33円の赤字となっております。

5 点目については、工場では塩素を抜く作業をしております。海田の水と家庭の水道水の違いは、この残留塩素の差でございます。6 点目については、海田の水の販売には食品衛生法などの規制があり、基準は満たしております。7 点目については、海田の水の目的は、海田の水道水が安全でおいしいことを P R することでございますが、販売は海田の水の製造にも費用が掛かりますので、少しでも、費用の足しにして、広く P R するためでございます。水道水だけではなく海田町の P R にもなりますので、一般会計から一部を補填し、海田町の P R に努めて参ります。また、海田総合公園の地下水につきましては、費用対効果の点から新たな事業展開は考えておりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）まず 1 点目、庁舎移転のスケジュール部分のが 1 点目、庁舎正式決定したかどうかということですけど、これ、まだ正式決定してないと。3 分の 2 のですね、事務所位置を正式に決定したときだという答弁ですけれども、これってですね、ちょっとおかしいです。何でか言ったらですね、事務所位置を、3 分の 2 を出すのはですね、財源が確定した後、財源を確定するためには、場所を確定しなきゃいけない訳でしょう。時系列で言うそうですね、平成 23 年の 12 月議会、ここで議会は議決をしてる訳ですよ。県海田庁舎を移転建設用地として決定し、早急に手続を進めるよう求める。庁舎建設候補地についての決議を賛成多数で決議した訳です。これが議会の意思です。その後もですね、庁舎位置について、違う議決はなされてませんから、現在においても、議会の意思としてはですね、県海田庁舎跡地へですね、庁舎移転を求める。これが議会の意思です。それに対してですね、町長は、町長選挙後初めての 12 月、去年 12 月定例会においてですね、執行権を持つ町長としてですね、庁舎移転については、県海田庁舎へ移転を進めますと明言された訳です。執行権者として。二代表制のもとで議会がですね、県海田庁舎と議決し、町長はそのとおりやりますと。ここに合意が成立した訳ですよ。この合意の時点でですね、決定したということではないんです。いろんな手続を進める上で、議会議決とですね、町長の執行権者の意向が一致した、意思が一致した訳ですよ。これ、決定以外の何物でもないでしょう。合意したんですよ、ここで。違うんです。この時点でですね、庁舎位置は決定したと、県海田庁舎へ。そうとすべきではないです。そうでなければ、今もう基本構想策定業務、佐中議員からも言いましたようにですね、県海田庁舎跡地に、庁舎を建てる基本構想をですね、やると。まだ決まってもないのにですね、やるんですか。おかしいじゃないです。スケジュールとして矛盾してると思い

ません。決定してない以上は、まだ単なる候補地の一つです。この基本構想の後はずね、基本計画、基本設計、実施設計、やる訳でしょ。県海田庁舎で。その法的根拠はなんですか。そのあとは、県海田庁舎へですね、庁舎建てるんでしょう。そこまで何の手続もなされないんですよ。場合によったらですね、地方自治法第4条というのはですね、建物を建てた後でもいいとなっておる訳ですよ。建物を建てた後ですね、この、3分の2の条例を出して否決されたらどうなるんですか。建物は使えないんです。また元へ戻してですね、パーにしてからやり直すんです。矛盾してるでしょう、法的に。今言ったように、議会と町長の意思が一致した時点で決定したんですよ。そう捉えないと、これ以外のいろんな事業についてですね、決定したいということにならないでしょう。違うんです。ちょっと見解を求めます。ちょっと、法律の専門的な部署はどう考えてるんですか。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎の位置が法的に決定をするのは、あくまでも3分の2の議決、位置の変更の条例が制定をされたときというふうに考えております。これまで、庁舎移転に関しましては、何回も何度も、議論が続けられて、続けられており、議会の議決もございましたし、町長選挙もございましたけれども、あくまでも、法的に決定するのは、3分の2の議決をいただいたときであると考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）3分の2の議決というのはですね、事務所の位置を決定するための議決なんですよ、ね。例えばですね、個人なんかでも、氏名と住所、これは個人を特定する非常に重要な情報です。会社でも、会社名と本社位置、これは、商業登記なんかしなきゃいけない、会社の定款に定めなきゃいけない重要な情報です。同じように、役場、地方公共団体においてもですね、庁舎位置、ね、これは非常に重要な情報ですよ。だから3分の2の特別議決が必要なんですよ。そのときにですね、例えば今、海田町役場について言いますと、今、ここの上市14番18号、これは、本庁舎として、ここが登録されている訳ですよ。これ以外にも加藤会館だとか、保健センターだとかある訳です。行政財産として庁舎の一部として。それと同じようにですね、解釈すべきことなんじゃないです。いわばこの3分の2というのはですね、役場の位置、代表事務所、本庁舎の位置を決めるための、法なんですよ。条例なんです、ね。ここのここにはもう居れない訳でしょう、。現在の状況においては。どっか移転しないと、JR高架事業を進める上で邪魔になるから、そこが、県海田庁舎なんですよ。そのことをだから決めた訳ですよ。まず

だから、行政財産取得の県海田庁舎として決定した訳ですよ。だから、その県海田庁舎に庁舎を持っていくと。それは本庁舎になるか分庁舎になるかは、この議決を待つまで分かりませんよ。仮に否決されたとしたらですね、事務所の位置は現在のここに残しておくしかない。否決されたんだから。だけど、向こうの、じゃ、海田庁舎どうなるんかと。そこは使っていいんです、行政財産として、正当にですね、手続を踏んでやっとなる訳ですから。違います。だから、否決されたらね、それは、分庁舎の扱いかんか、分庁舎と本庁舎、どういう機能がなきゃいけないとかいうことは決まってないんだから。そこへ町長だとか議会だとか、全部南昭和町へ持っていっちゃいいんですよ、ね。そのための、事務所移転を決めるための、地方自治法第4条、3分の2条項なんです。違います。じゃあ、今言ったように、正式に決定してないのに、今度、これ、財源見通しがついた段階ということですから、県との移転補償費の交渉においてですね、どういふんです。まだ正式決定してませんって言うんですか。県がですね、正式に決定したんかと。おたくら移転補償費だっていうけど、言われたときに、いや、候補地の一つですというんですか。いや海田町としては、ね、県海田庁舎跡地に決定してますというんじゃないんですか。そうしないと、今の県海田庁舎をですね、譲ってくれだとかいう交渉もできなければ、移転補償費の交渉もできないでしょう。決まってないのにね、県が譲ってくれます。この3分の2議決でですね、だめだいうて否決されたらどうなるんすかいうて県は言いますよ。法的に3分の2が担保されてる訳ではないんですから。解釈が違ふんじゃないです。庁舎位置の意思決定、これが、機能移転ですよ。ここではもうやれないから、この機能をどこへ持ってくか。それは県海田庁舎、そういう決定はもうされたんじゃないんです。機能移転について。確かに3分の2の議決はしてませんよ、今できないから。財源見通し、財源見通しという以上は、今回の庁舎移転については、町費だけじゃなくて、県の移転補償費もある、県費も入ってくる訳ですよ。ということは、ね、県との移転補償金の交渉の目途がつくまで、県と合意するまでは財源は確定しない。財源見通しはつかないんですよ。だから先ほどからのあれもあるように、平成30年度前半で県が都市計画変更と、それから国からの事業認可再取得をします。その時期、以降さっきの答弁でもですね、今の、県海田庁舎の譲渡であるとか移転補償は、その30年の都市計画変更以降だという話がある訳ですから、そっから移転補償費の交渉が始まる、その移転補償費の目途がつかない、結果が、結論が出ないうちにはですね、この3分の2は出せないんですよ。それで、もう決まったかのようにですね、今の基本構想、

もう基本構想、県海田庁舎跡で進めてるじゃないですか。決まってもないのに。単なる候補地なのに。おたくら第1点目でそういう答弁してるんですよ。法的に正式に決定するのはその3分の2だと。だから実質的な機能移転とね、地方自治法第4条の事務所移転とはね、分けて考えなきゃいけないんですよ。例えば、民間企業なんかでも、先ほども言いましたようにですね、重要情報ですから、本社位置については商業登記する、会社法ではですね、定款に定めなきゃいけない。定款で例えば本社位置をですね、変更した場合、定款変更ですから、株主総会3分の2の同意、特別決議ですよ。この、事務所移転と同じように特別決議、今の、民間企業でですね、本社の正規の商業登記、定款に定めた本社位置と実際に違うところでやってるケースというのはいくらでもありますよ。例えばトヨタ自動車、トヨタ自動車の本社位置は、愛知県豊田市ですよ。だけど、本社機能をですね、東京本社だと言って、多くの役員だとか本社スタッフは東京事務所でやってますよ。私、40数年前東芝に入りましたけども、そのときに、東芝の本社はですね、神奈川県川崎市の堀川町というところだった、定款あるいは商業登記上。じゃけえ、本社は川崎かと思って川崎、その堀川町には堀川工場があるだけです、本社機能なんか全くない。東芝の本社は、その当時ですね、東京都内のいくつかのビルに分散してましたよ。日比谷だとか、有楽町だとか、実質的にそこで本社の機能を果たしてたんです。だから、本社の、ね、実質的な本社位置と登記上、会社定款の本社位置とは違うんですよ。違ってもいいんですよ。1点目の、正式決定してないといって、それで例えばですね、工事なんか始めて3分の2が出てる、くる前に、工事着手したら、まだ正式決定じゃない、候補地に建設するんかという工事差止請求が出たっておかしくない、そういうことを認めるということは、おかしいでしょう。そうであるならば3分の2をですね、最初、正式に決定、3分の2で議決しなさいと、そのあと財源見通しを立てるなり、建設に着手しなさいという形でやるべきでしょう。法の道理として、法理として。違うんですよ。この、事務所移転するためには、ちゃんとですね、その移転する場所を、まず先に確保しなさいと法は求めているんです。ということは、先に位置を決めてですね。その確保に最初やらないと、この3分の2議決は出せない。法の理屈からしたら、そう解釈すべきなんです。矛盾してると思いません。再度答弁を求めます。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）ただいま議員ご指摘がありましたように、位置の指定を諮る議決について、機能移転については別問題であるとか、主たる事務所の場所については、別の場

所でもいいというような考えは持っておりません。あくまでも、地方自治法が想定している場所というのは、役場の位置が住民生活に大きな影響があるために、3分の2という特別議決を求めているものというふうに考えております。ただ、事業を進める上で、役場の位置を、どこを候補地として進めていくのか、こういった議論はいろいろと議会の中でも検討をしていただいて進めていくべきものと考えております。議会の議決もございますし、これまで審議をしてきました補正予算の議決もございます。そういったことで、現時点で県海田庁舎というのは、庁舎移転の候補地であるというふうに考えております。ただこれはいくつかある候補地の中の一つにすぎないというのではなくって、議論を進めた中での候補地であるというふうに考えております。

○議長（久留島） 下岡議員。

○5番（下岡） だいぶ怪しい答弁ですけど、これ以上言ってもあれなんで、2点目、基本構想策定に続いて基本計画を策定する、その後、可能な限り早い時期に移転できるよう努めて参りますという答弁ですけどもですね、大体事業やるのにですね、いつこの事業が完了するのかですね、スケジュールを出さない事業計画なんていうのがあるんです。今の、公民館整備なんかでもですね、いつ完成するという予定出してますよね。同じようにですね、庁舎移転するんなら、いつを目標にですね、庁舎移転を進めますというものがまずあって、そこに向けてですね、基本構想、基本計画、基本設計、実施設計、それから、建設、一般的に見たらですね、例えば4,000平米、5,000平米の建物であれば、位置を決定してから4年ありゃあできるでしょう。町長も行かれましたけども、熊本県の玉名市役所、これ、位置を決めてからですね、4年掛からずに庁舎移転を実現してる、新築でね。そのときでも、やはり、いついつまでに、どういうスケジュールでやるということを、まず定めてですね、始めてる訳ですよ。これがないんだと。順次やっていくんだと。これ、いつなるか分からないじゃないですか。町民からですね、いつ庁舎移転するのが今現時点で計画なんだ、いうたら、順次やっていきますと。じゃ、大体いつぐらいになるんだと言われても、順次やっていくから、さあ、いつなるかちょっと分かりませんというて答えるんです。こんなずさんな事業計画があります。こんなビッグプロジェクト、確かにね、県との交渉とかいうような、不確定要素があるけれども、それにしてもですね、県は、平成30年度前半には都市計画変更、事業の再認可を得るといってる訳ですから、それに基づいてですね、スケジュール立てれば十分盛り込めるじゃないですか。何がこのスケジュールを立てる上でですね、庁舎移転の何がネックに

なってるのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎移転のためのスケジュールを定めるためには、海田町において行う業務と併せて、県が行う手続きもございます。そういったものを定めていくためには、海田町が、どのような庁舎を建設しようとしているのかということが重要になってこようかと思えますけれども、それについては、現在策定を進めております基本構想の中で、海田町が、これから整備しようとしている庁舎の方向性が出て参りますので、その中で、建設計画を立てる中で、県と協議ができるものと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）私が聞いているのはですね、基本構想が出なきゃ、全体のスケジュールが出せないのかということを聞いているんです。何がネックになってるのかと言ってるんだから、今、あなたたちが進めようとする手法を、いくら聞いたってですね、納得できませんよ。何がネックになって、具体的なスケジュールが出せないのか、庁舎移転をいつやるか。さっき言ったように、一般的に、この四、五千平米、4階建てぐらいのもんだっただけですね、4年ありゃあできるでしょう。その中で、今の県の意向というのは、平成30年度前半には出るんですから。それを織り込みやあええじゃないですか。29年に基本計画、基本設計、ね。30年に実施設計、そして31年、32年で、宅地造成含めて建築工事、32年まで、やろうと思えばできる話でしょう。その中で30年、実施設計をやっている中でですね、今の県海田庁舎の譲渡の詰めであるとか、移転補償費、詰めてやればですね、31年度当初予算では、建設費の予算、提出できるでしょう。県も、もう計画出してるんですよ。船越なんかの非常に難しい状況であってもですね。それを踏まえたら、海田町がですね。庁舎移転のスケジュールが出せないと、いうことはちょっと信じられない。けど、そういうんだから、それ以上言ってもあれ。次に、3点目、新庁舎整備基本構想策定ということで、これについては、6月議会です、改修のための耐震調査等は否決した訳ですけども、そのことについてですね、は、基本構想の中で、この基本構想自体、改修か、あるいは建替えかということを出すことになってますから、おそらく、この基本構想の中では、その結論というものは出ると。来年3月までには出ると考えてますけれど、それで間違いないでしょうか。改修か建替えかという結論は、来年3月までには出ますよねということをお聞きしてるんです。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長(鶴岡) 3月までに計画を策定して明らかになっているものと考えております。

○議長(久留島) 下岡議員。

○5番(下岡) 4点目のですね、今の県の方針が確定するというのは、都市計画変更事業認可再取得、都市計画変更がまず先にあって、そのあと、県は県と市がですね、事業認可、国から再取得されると思うんですけど、そのどっちの段階です。都市計画変更が決まった段階で、県は今の方針が決定したというふうに、町は捉えてるんですよ。それとも国の事業認可が出た段階、どっちです。先にまず、都市計画変更が出て、そのあとそれを受けて国の事業認可再取得だと思うんですけども。その都市計画変更なんか、国の事業認可再取得なのか、国の方、今の、知事が言ってる、方針決定すると言ってる時期はどちらなのかということ。

○議長(久留島) 都市整備課長。

○都市整備課長(龍岩) 都市計画変更の手続を行うための図書ができて参ります。その中で、起業線がどこまで入ってくるかといった部分が明確になりますので、都市計画変更というふうに解釈していただいて結構でございます。

○議長(久留島) 下岡議員。

○5番(下岡) 次に、海田の水についてですけども、まず第1点目、海田の水配布というのはですね。去年の予算委員会か何かのときに執行部の答弁でですね、配布する方向で検討すると、クリーンキャンペーン全部の参加者にとという答弁があった訳なんです。それに基づいて、去年の6月、9月には、実際に配布されている訳ですよ。それは全部じゃなかったかもしれん、一部の自治会に対して配ったんかもしれん。そこがおかしいでしょう。クリーンキャンペーン参加者に配布します、配布することを検討しとってですね、実際に配ったときには一部自治会にしか配らんかと。そりゃもらわなかった自治会から当然不満が出るに決まってるじゃないですか。だからそのことを理由にして、おかしいからやめますと言ったら、自分らの不手際があって、それを指摘されたからやめますと、こんなやり方っていうのはおかしいんじゃないです。そんなことやるからですね、前も言ったけども、七夕まつりの実行委員の人がですね、これ町の補助を当てにしてないんだと、町の補助を当てにしてですね、こういう七夕まつりのイベントをやったら、いつ町がですね、心変わりして補助金くれんようになるかもしれん、だから、自分たちで町を当てにせんとやるんだと。全くこれも一緒ですよ。自分たちの都合で勝手にやめると。やめたことについてはご理解いただきたいと。あまりにも一方的じゃないです

か。上から目線の行政、理屈としておかしいかないです。不公平な配り方して、当然、不平が出ますよ。それを理由に取りやめる。理屈としておかしいと思いません。ちょっと答弁求めます。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）クリーンキャンペーンの水の配布でございますけども、当初は河川の清掃していただいた方に水を配るということで、建設課の方が県からもらったお金を原資としてお配りしたものでございます。その後、昨年の9月議会におきまして、不公平ではないかというご指摘を踏まえまして、河川清掃以外の方にも配布できるよう検討して参りたいと、その当時の副町長が答弁をしてるのが事実でございます。その結果、昨年度の予算編成時におきまして、水の予算をどうするかというとの検討をした結果、クリーンキャンペーンも予算に対して増額分が多い、また、町長答弁がありましたように、配布方法の課題というところを検討した結果、配布というのを見送ったというところでございます。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）何か分かんけども、極めて行政にとって都合のいい理屈でですね、やめてる。それは、自治会はですね、配布やめたと言われたらですね、それ以上言えないじゃないですか。不満があってもですね、納得するしかないでしょ。それでも無理やり出せと強要する権利なんか自治会にはないわけですから、そりゃあ不満が残りますよ。当然。そんなやり方するの、町は、一方的に。それならまだですね、川については、今言うようにラブリバー制度がある訳ですよ、県の制度で、ね。ある一定の距離、一定決められた回数以上、川の草取り等をする場合にはですね、県が補助金を出すという制度がある訳ですから、それへ移行をですね、自治会に、そうされてはどうですかと、町としては配りませんからと、こういう手続をとって、踏んでからですね、やめたらどうなんですか。6月議会においてですね、6月のクリーンキャンペーンにおいて、事前に自治会から何本と言ったら、やめましたと。いつその配布中止を決定したんかもしれないけれども、ラブリバー制度、28年度適用を受けようと思ったら、27年度の1月とか2月ぐらいまでに、申請を県に出しとく必要があるんです。だからその段階でですね、出すような配慮、ラブリバー制度、ね、してからやめるというのはまだしもですね、直前になって配布やめましたと、余りにも一方的じゃないです。次、3点目じゃなくて、要するにですね、約、全部で扱ってるのが、全部で8,800本ぐらい。そのうち、シルバ

一で 432、総合公園で 48、無料内部というか、他部門に売ったのが 5,800 本、そのうちの 5,800 のうちの 3,000 本が、クリーンキャンペーンということですね。だから、2,800 本が海田町役場でクリーンキャンペーン以外で販売したものだということなんですけれども、これ、見てる限り、2,800 本もですね、上下水道課が販売しているようには見えないんですけど、どういうふうにして販売したんです。ちょっとお尋ねします。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、上下水道課での販売ですが、約 2,500 本でございますが、町内の企業の方が主に多く買っていていただいております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5 番（下岡）町内の企業というと、例えば商工会であるとか、商工会の加盟の会社の方です。ちょっと、社名まではいいですけども、具体的に近い形で。

○議長（久留島）建設部長。

○水道事業参事（久保田）今言われるように、ちょっとお名前が出せませんが、複数の会社の町内の企業の方が、直接ご購入をいただいております。

○議長（久留島）建設部長ではなくて水道事業参事でございました。はい、下岡議員。

○5 番（下岡）ということはですね、実質的に売れとるのは今の 2,800 本か、それから、500、3,300 本ですよ。有料で販売できてるのは、去年。でですね、コストですけども、変動費が 1 本 105 円、1 本売る度にですね、100 円で売ってる物のコストが 105 円掛かってる訳ですよ。売れば売るほど赤字ですよ。5 円ずつ。さらに別に、固定費が年間 28 万、ね、限界利益さえ確保されてないんですよ。限界利益さえプラスになってなけりゃ、固定費の吸収なんてのは永久にできない。売れば売るほど赤字ですよ。採算性、極めて問題。採算性から見たら、何でこんなもの、海田の水を販売するんかという話ですよ。早う言えば、1 本 100 円だから、5 円のお金つけてですね、1 本 100 円で売ってるのと一緒にですよ。さらに、固定費別、職員の手間だとかですね、ペットボトル、どこに置いておるか知らないけども、保管費だとかですね、そういうものはまた別途掛かる。やる意味があるのかということです。次に、この水については工場では塩素を抜く作業をしております。家庭との違いは残留塩素の差でございます。要するにですね、三原の工場では、残留塩素を抜いてですね、ペットボトルに詰めてると、そういうことなんですけれども、残留塩素なんていうのはですね、家庭の水、蛇口をひねってですね、3 時間から 4 時間、大気中に放置しとけばですね、大部分が抜けますよ。残留塩素カルキは。熱帯

魚を飼ってる人は分かってるけども、そのまま水道水を使ったら問題があるから、カルキを抜かんやあいけんから、3、4時間ですね、放置しとって、それを熱帯魚に入れると。そういう水をですね、何のために売っているのかと。6点目の、法については食品衛生法などの規制があり、基準は満たしておりますとなっておりますけど、食品衛生法の基準では、これは飲料水という品名でですね、このペットボトル見るとですね、原材料名は水道水となってました。一般に市販されてるものは、食品衛生法の飲料水は一緒だけでも、ナチュラルミネラルウォーター、自然天然水ですよ。この海田町の水は、天然水とは言えない。水道水。だから、表示もですね、天然水の場合には、中に含まれてるカルシウムだとか、マグネシウムとかそういった内容物を表示して、硬水であるとか軟水であるとか表示しているけれども、この水は単なる水道水だけで済ましているから、何の表示もない。それはいいんですけども、水道水だから、問題なのはですね、このペットボトルの表示、包装、海田の水と縦に大きく書いてある、一番上にどういうて書いてあるか。日の浦山の自然に育まれた水と、大きなキャッチコピーが横に書いてある。日の浦山の自然に育まれた水、そうなんですか、この水は、違うでしょう。瀬野川で取水して、それを浄化殺菌した水じゃないですか。どこに日浦山が出てくるんですか。法的に言ったらですね、不当景品類及び不当表示防止法、景品表示法と呼ばれてますけれども、これのですね、優良誤認の禁止、実際のものよりも優良であるかのような表示は禁止されている。水道水であることをですね、言わないで、質問でも出したけれども、ある地場の食品企業の方は、日浦山の地下水を使って、その製品を作ってますいうことをPRされている。あたかもそれと同じような、混同するような表示をしている。景表法に触れる可能性がありますよ。違うというんだったら、消費者庁に問い合わせしてもいいですけど、こんなね、今言ったような、果たして、こういうことが表に出て、海田町のPRになるのか。逆にですね、マイナスイメージになるんじゃないです。自治会の中でもですね、この水いうたら地下水じゃないんですかというから、いや地下水じゃない、蟹原浄水場で取水した水道水だと、ええ、という感じですよ。海田の地下水は名水だというのは、今の地場企業のPRだとか、あるいは三迫のゴルフ打ちっ放し場で、過去地下水をですね、無料で配付しているというときには、タンクを持ってですね、もらいに行く人がよけいおった、地下水を。適度な軟水だから、これ加熱したときにですね、非常にまろやかで、コーヒーだとか、お茶を入れたりとか、ご飯を炊いたりしたときには、多分その食品工場では、あんこ作るときに加熱してですね使うときに、非常に、あんこ

の製法と合うんだと思うんですね。そういうことで、地下水というのは、いいイメージがある。そういう混乱するようなですね、方法というのは、町がやっていいのかと疑問に思いますよ。全体的に今言ったように、もっと今後もですね、販売に力を入れてやっていかれる方針なのか、最後にお尋ねします。

○議長（久留島）上下水道課長。

○上下水道課長（早稲田）はい、海田町の水道水のおいしさ、安全性をPRするためには、今後もペットボトルの販売はPRに有効であると考えておりますので、引き続き販売を続けたいと考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○5番（下岡）終わります。

○議長（久留島）暫時休憩します。再開は3時10分です。

~~~~~○~~~~~

午前2時54分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。

4番、兼山議員。

○4番（兼山）4番議員、兼山です。本日は大きく2点について質問いたします。災害の危機意識について。6月下旬に連日で発生した災害の対策、対応においては、職員並びに消防団の皆さん、大変お疲れさまでございました。6月22日水曜日からの大雨の状況における避難への準備情報、勧告、指示対応などは、早々かつ的確にされていたので、町民の皆様も慎重に落ちついて避難対応ができたという称賛の声も、後ほど多く聞きました。今回は、6月の20日月曜日の夜間から21日火曜日に発生した被害において、町民の生命と財産を失うおそれがあった事柄などについてお尋ねいたします。1、6月21日の深夜火曜日、3時43分の浸水害における避難は、小学校区ごとにどう避難せよと放送したのか。当時の放送文をそのまま再度お尋ねします。また、足腰の不自由な方、乳幼児家庭・高齢者に対する避難は、どのようなイメージを持っていたのでしょうか。2番。1の放送をするに至るまで、身体の不自由な方、乳幼児家庭・高齢世帯に対する避難準備、避難先の事前案内放送は考えていなかったのか。原稿の最終確認者と放送原稿の責任者は誰になりますか。3番、1の町内放送により、瀬野川より旧道筋

の住民は大変な混乱を招いたことを、災害対策本部長は認識されているのかどうかをお尋ねします。4番、翌週6月27日月曜日に開催された災害防止対策等調査特別委員会に、今回の災害対策本部長でもある町長・副町長は同席されませんでした。これは単に特別委員長からの要請がなかったから特別委員会には同席されなかったのでしょうか。20日からの対応については、公務のない日を設定してでも、執行部側から特別委員会開催要請をし、町長か副町長は出席し、説明責任を果たすべきだという、私から、町民やSNSでの投げかけに、多くの賛同やコメントをいただきました。このままではトップの危機意識においては、部課長任せで終始受け身だという印象をかき消せなくなってしまいます。今回の件は部課長で説明責任を果たしているというお考えなのか、真意をお尋ねします。5番、危険水域を超えた6月21日火曜日3時43分時点で、広島の干潮予定時刻は4時20分。いわゆる干潮時間にもかかわらず瀬野川水域は満水という今にも氾濫しそうな危険な状況でした。そんな状況下で危険な川を渡って避難せよと放送していました。20日から21日は、平成28年3月に修正があった「海田町地域防災計画」のマニュアルに沿っての避難対策を施されたのか。それとも経験豊富な知識で直感的な感覚を優先して指揮されたのか。どちらも大切なことではありますが、早目早目の対応が22日深夜にはできて、20日深夜にはできなかった原因は何であると分析していますか。続きまして大きく2番、残業の実態について。今年になってから、特に、役場庁舎は毎晩のように遅くまで灯りがついており、日常慢性的に残業が行われているのではないかと、職員の健康管理は大丈夫なのかという不安が積もります。しかし、現在の財政状況、財政調整基金減少などからも多額の残業代が発生しているのならば、職員の健康面も町財政面も今、ギリギリの状態であると考えます。そこでお尋ねします。1、平成28年1月～7月における職員の残業時間と昨年比はどのようになっていますか。また昨年と今年で、一人当たりの残業時間が一番多かった部署の理由は、それぞれ何であると断定できますか。2番、一人当たりの残業時間は、県平均と本町を比較して、どのようになっていますか。数字で示す町の根拠、これは何でしょうか。3番、企業などでは、ノー残業デーなどの取り組みがあり、従業員の健康維持、労働生産性や労働分配率の適正化を図っています。残業抑制に関する本町の取り組みや対策はありますか。また考えていますか。以上、お尋ねします。いかがでしょうか。対策はありますか、また考えているでしょうか。以上、お尋ねします。いかがでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）兼山議員の質問に答弁いたします。災害の危機意識についての質問でございますが、1点目、2点目については、6月20日、21日の午前1時から2時にかけて、時間29ミリという非常に強い雨が降り、短時間で急激に瀬野川の水位が上昇し、避難判断水位を超えたため、午前3時10分に高齢者の方等、避難に時間が必要な方のために避難準備情報を、氾濫危険水位を超え、3時43分に避難勧告を発令いたしました。その放送内容は、「瀬野川氾濫の危険があるため、3時48分避難勧告を発令します。避難所は、海田西中学校、海田中学校、海田小学校、海田東小学校、海田西小学校です。戸締まりをして家族そろって避難しましょう。」でございます。放送については私の承認後、総務部長が原稿を作成し、放送を行いました。3点目については、避難所の開設場所で様々なご意見をいただいたことは十分認識しております。次の、勧告時の発令時においては、右岸側の避難所の開設、学校以外の避難所の開設について改善したところでございます。4点目については、これまでの慣習により、特別委員会に出席しなかったものでございます。5点目については、短時間の大雨であり、瀬野川の急激な水位上昇により対応が遅れたものであると考えております。22日の深夜に関しては、瀬野川の水位上昇を定期的にモニターする職員を配置し、早目の対応がとれるよう対策をしたものでございます。続きまして、残業の実態についての質問でございますが、1点目については、時間数で226時間の減、対前年比1.6パーセントの減となっております。また、残業時間が多かった部署については、昨年、今年、ともに税務課で、理由といたしましては、確定申告や当初賦課の時期に当たることによるものでございます。2点目については、平成27年度地方公務員給与実態調査による平成26年度実績で、本町が月平均18.9時間、広島市を除く県平均で15.2時間で、3.7時間平均よりも多い状況でございます。3点目につきましては、毎週水曜日をノー残業デーとし、健康管理のために、速やかに帰宅するよう促しております。先ほど、災害時の危機意識についてで、3時48分と答弁いたしましたが、正しくは3時43分でございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）災害の危機意識についての再質問をいたします。今回、町長が、この定例議会が始まる行政報告の中にもコメントされてるように、書いてますね、21日の1時から2時にかけて短時間で急激に水位が上昇しました。で、開設する避難所の時間とかには問題がありましたと、責任を感じているところでございますというコメントがありました。これはね、是非ね、本当を言いますと、前の議会改革の委員会で出席していただ

きたかったことですね、ここで言うことでもないんですが、ただいらっしゃらないので、ここで言う限りですが、それで、職員体制や避難所の開設場所について改善をさせていただきました。ましていう状況になってるんですが、今の答弁で言いますと、22日の行動がいわゆる、全て改善にした、教訓を生かしたっていうことで、まず大きなことなんですけど、大きくまとめるとそのような認識でよろしいんでしょうか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今回の対応でございますが、まだまだ改善余地はあるというふうに思っておりますので、今後の災害対応においてはですね、しっかりと研鑽しながら、対応を十分に行えるよう努力して参ります。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）やはり今の、私たちの、町民にありますとか、そういった町長、副町長の危機感の相違といいますか、そういったところが生じているんじゃないかということで、それを質したいということで再質問させてもらってるんですが、今回、私はこれ、今の5点に分けて言わせていただいた内容なんですけど、まずちょっと今度は落とし込みを掛けたいんですけど、生活の弱者、いわゆる高齢者とか、そういった方についての答弁がまずないんですが、1番と2番のところなんですけど、これは今後どのようなことで対応するんでしょうか。まず、細かく個々について答弁をお願いいたします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）いわゆる災害弱者と言われる方々への対応でございますが、避難準備情報というのも、一つありますが、それ以前に、注意喚起というのも地域防災計画の方でございますので、そういった、避難準備情報を出す前に、情報を住民の方へお知らせしていく、そういったことで、早目早目の対応を行って参りたいと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、そのとおりですね、海田町の防災地域計画の中にも書いてあります。そのようにですね、生活弱者につきましては、早目に対応できるんだと。町長の判断で、ということが書いてあるんで、これは是非ね、特別のことではないんです。今まで、これ計画を立ててることを、そのまま素直に実行していただければいいですし、できれば早く、ただ大袈裟にならないようにっていうお考えもあるんでしょうけど、そこがまず一番だと思います。ですからこれ最初に一番にといった分は、弱者に対するイメージは、早目に対応するということで、そういう感じでよろしいんでしょうか、今後の対応について

は、どうでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、ご指摘のとおりでございます。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）では次、2番のですね、放送した原稿とか、そういった責任者誰なんか、これもここに書いてあるんですね。125 ページに書いてあるんですが、町長が不在だったら副町長、その次は総務部長と、必然的に今の執行を代行することができますと、この分は町長いらっしゃることで、ここに今回の答弁では、町長が承認されたということなんで、それについて、今度3番のところの、やはりこれ、3点目のですね、やっぱり町民の方が混乱を招いてる中で、説明が、そのできなかったっていう、これ慣例で済まされて良かったかどうか、もう一度これ、ここについて町説明の責任感というか、危機感とありますか、そこについて、いわゆる町長や副町長、トップの意識、ここが、やはり少し私らと、こう、外れているというか、ちょっとずれてるというか、高過ぎるのか低過ぎるのか、ちょっとそこら辺について調整をしたいので、ここは、これからも、慣例で、もし自分たちの意識が責任感という部分は飛んで、単なる委員長が説明を求めると言われたら、町長、副町長は出られない、この姿勢をこれからも貫く方向なんですか。この特別委員会についての、今回の例を含めて、次回もそのような方向でいくっていう考えでよろしいんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）この度の大雨に対する特別委員会の対応でございますが、この時点で、まだいろんな、町としての対策、改善策等の方が、しっかりと定まってない状況でございますので、基本的には、一応、大雨の状況だけをご報告させていただくというようなことで、事務方の方で対応をさせていただいたものでございます。今後につきましては、災害の状況に応じた出席というものを考えていきたいと思っております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、別に絶対に、この月曜日にしなければならないことではなくて、1日ずらして、もう2日ずらしてもいい訳なんです、私、部長も課長も、その説明聞きましたので、町長、副町長、そこについて、今回これ、もし私がこの質疑をもしなかったら、もうこのまま流れたままで本当に良かったのかなっていうことで、改めてここに書かしてもらってるんですが、副町長、県の方から来られてですね、今回、こうして海

田町でいろいろ動かれて、事務方のトップとして指揮される立場のひとりになりますが、このことについても、今後、いわゆるセクションで自分たちが、なかったから、出席しないという立場で、そういうスタンスで本当によろしいんでしょうかね、副町長、どう思われますか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）災害対応について、私が部課長任せで終始受け身だとなのご指摘をいただいております。ご指摘を真摯に受け止めましてですね、町の防災体制について、可能なものから、これは町長といろいろ相談をしながら、ということになりますけれども、これは積極的に責任を持って取り組んで参りたいというふうに考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、別にいろんな方がどのように思われるか、それは千差万別なので、やっぱり、すごく動きをフットワークの軽い町長ですね、いろんな動きも早いですし、そういったことが、かえって、こういった方向の報告をしなかったために、何か逃げるのかって言われないようにしていただきたい。その上で、これ入れたんですが、それで、5番目にいくんですけど、5番目の答弁がですね、早目の対応とれるような対策をしたものだから、ということを書かれてるんですが、単純に早くしなかったから、こんなことになったっていう、原因なんですかね、20日については。全く後手後手になったからこういった結果になったのかなと。この早目にすれば、もう完全にこれは対応できるよっていう単純にそういう思いでの原因の分析なんでしょうか。もう一度ここについてもう少し説明をお願いします。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、この日の水位等の観測っていうのは、一つ、後手にまわったっていうのは事実でございます。そこら辺を職員の増員等により、22日からの対応をさしていただいて、監視できるように改めた。一つには瀬野川の急激な水位の上昇というのが大きな原因だったと考えております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、また、ここで再質問の中で話しをさしもらうんですが、この日はですね、部長もいらっしゃいましたし、私もこの7年半ですね、何かあったら駆け付けるようにしております、本当に、ほかの議員さんもですね、この時間はものすごく動かれております。いろんな対応が後手後手になっていることも十分把握した中で、次のね、

22 日については対応されたんで、良しとしてるんですが、やはりその 20 日の教訓というのは、これは避難訓練以上の経験だと私は認識しておるんですね。だからここ、あえてここで質問させていただいております。改めてもう一度お聞きするんですが、よく町長は P D C A サイクルということですね、プラン立てて、計画立てて、実行立てて見直されるということで、ここについては、先ほど、ほかの議員もいろんな提案されてましたけど、この 20 日の教訓を生かすための見直しまでされてるんですが、アクトですね、改善、ここについて、やはり早急に提示して、いい方向、すごく持ってます、海田町の防災はですね、小回り効いて。最小限に抑えるっていうところでは、すごく評価してるんですが、そういったところを早急に、改善についての提案が出される状況であるかどうか、そこについてお尋ねいたします。どうでしょうか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、今回の 20 日から 21 日にかけての大雨と、非常に我々も避難勧告を出したことない、海田町におきまして、非常な、非常に大きな経験をさせていただきました。これを確実に生かさなければ何の意味もないということでございますので、これをまた地域防災計画、とそのほかのマニュアルにも十分考慮しながら生かしていきたいと考えております。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）部長が今申し上げましたように、私らの責任も真摯に受けとめながら、常に向上できるような体制作りを進めて参るということで、今、反省をしております。まず危機管理監をですね、このほど 8 月 1 日から新たに配置いたしました。これらはですね、国・県、それから県の危機管理監を含めながらですね、そういった連絡調整を密にするということも踏まえ、今整備しつつありますし、午前中に質問がございましたように、市町村のですね、災害・水害対応の手引と、そのほかにはですね、内閣府なんかから出ておりますいろんな災害防止のビデオ等もしっかりと勉強しながら、対応に、最善が尽くせるよう努力して参りたいというふうに思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○4 番（兼山）はい、分かりました。ただ危機意識についてね、今の町長、副町長はどのような意識レベルでいるのかっていうのが、一番の、私が聞きたいことであって、これが、先ほどの答弁の中にありましたけど、自助をもっと私の方で、町民に対して自助を強くしなきゃいけないと。公助、共助はこれ大変なことなるぞと、この話聞いてたらっ

ていうふうなるようなことに、ならないように、自助をっていうことはですね、もちろん大事なんですが、あくまで共助、公助なんでね、ここはしっかりと確立していったきたいという要望で、次の、再質問をさせていただきます。残業の実態についてなんですが、いろんな数値出されて、私も、数値も大体把握しているので、大方こういう数字になるだろうということなんですが、ずばり、事務方のトップである副町長でいいと思いますが、これもですね、実際にこの、今の職員ですね、残業の時間を、毎月でも、1か月でも2か月も3か月ごとでもいいんですが、把握されていらっしゃるかどうか、これについてお尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）定期的に報告を受けております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）で、それについて、比較検討しながら、残業の調整なり実態なんかも十分把握してると、いうことで解釈してよろしいでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）把握に努めるようにしております。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、今の適正人数とかそういったところを含めてですね、特に今のマイナンバーとか、いろんな旬な動きをしている状況の課もありますので、その中で、やっぱり、副町長のね、立場的にしんどい状況の中でね、しかし、それでも、もちろん仕事の効率も図りながらですね、叱咤激励ではないんですが、そのようにしていただかないと、職員も残業にならない管理職の方もですね、本当にオーバーヒートしてしまいます。そういった意味で、残業のノー残業デーの話もしたんですが、私もこれ水曜日知ってるんですが、点いているから、街灯、灯りが点いてるんで、また聞いたんですね。これは真摯にやっていく考えなんですか。実際何週間か、点いてましたよ、灯りが。だから、そういったところで、やってる、促してるのと実際にやってる現状について、これについてどうでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）私が承知する限りではですね、毎週水曜日、これは庁内放送を掛けまして、職員に一斉の退庁を呼びかけているいうふうに認識しております。で、また私が帰庁するとき等ですね、私が知る限りでは、照明も消えて職員も退庁しておる。まあ、災

害とかですね、あるいは速やかに、緊急で処理しなければならない業務があれば、それは例外でございますけども、基本的にはそういった形ですね、取り組んでいただいていると。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）今の意識啓発中で、これを促してて、帰ろう帰ろうということで帰ってるんですが、ある企業でしたら、例えばパソコンの電源は入らないとかですね、そのようにして強制的にも帰る状況を作ってるんですが、今海田町の職員についてはどうですか、そこまでやってるんでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）そういった取り組みはいたしておりません。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）はい、ここの3番にですね、もう一度言いますが、ノー残業デーの取り組みはやってますかということでやってるんですが、これは、本町だけの、これは町長がよく使っているオンリーワンですね、本町だけの取り組み、オンリーワンの取り組みとして、電源を切るとか、そのようなことは考えることはありませんか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）実効性を高めるための手法については、どういった方法がいいのかいうことについては、検討して参りたいと思います。

○議長（久留島）兼山議員。

○4番（兼山）じゃ最後になりますが、これからも毎月なり、これを残業の状況を確認しながら、適正を図りながらやっていくというお考えなんですけど、それに、で、取り組みをしていただく中でですね、職員の健康についても十分留意されて、いい仕事ができるようにですね、私も見回っておりますので、また水曜日のことは特に確認しながら、また、監視していきます。以上でございます。

○議長（久留島）8番、桑原議員。

○8番（桑原）8番、桑原です。災害対応について、自主防災組織の役割。今年6月の大雨被害では、これまでの記憶にない避難勧告がなされ、改めて災害が身近なものと感じました。避難をしてみて、私なりに感じたことがありますので、質問をさせていただきたいと思います。1、災害対応に、自助、共助、公助それぞれの立場で役割があるのは理解しておりますけども、地域で自主防災組織を設けて、今回のように暗い夜中の避

難であっても、助け合って安全に避難するための活動が求められていると思います。しかしながら、自主防災組織の組織率は100パーセントではない。自主防災組織が必要であると認識していても、なかなかできない地域もあると思います。私の地域もそうですが、私も地域へ帰ると一の若手で、周りには年配の方々がたくさんおられます。この度の大雨で近所の皆さんに声をかけ、一緒に避難をしましたが、自主防災組織が必要だとは思いますが、これだけ高齢化率が高いと、とても無理だと感じました。自主防災組織のない地域の避難方法については、町はどのように考えておりますか。二つ目、この度の大雨で実際に避難所に避難して、災害対策についていろいろ考えてみました。最近では大きな災害が発生しておりませんが、いつ起きてもおかしくない、改めて思いました。避難所であれこれ考え、災害対策本部は最後まで機能する必要があると強く感じました。新庁舎の整備では、海田町の災害対応力を高める絶好の機会だと思うのですが、新庁舎の防災機能については、どのように考えておられますか。三つ目、6月の定例会の一般質問で提案をしました新公民館に災害対策本部を移すことについて、あくまでも現庁舎に本部を置き、庁舎が使えないときに、他の施設を利用する判断をすると回答でしたが、そうであれば、現庁舎の耐震機能を高めておく必要があると思いますが、どのようにお考えですか。四つ目、8月1日付けで危機管理監が配置をされました。海田町の災害対応が高まると大変期待しております。これから台風シーズンを迎えますが、対応の準備は万全でしょうか。大きく2番目、織田幹雄さんの偉業の伝承についてでございます。本日は、6月定例会に引き続き織田幹雄さんの偉業の伝承について質問させていただきます。6月の定例会で、織田幹雄さんの偉業を伝え、新たに整備する公民館の織田幹雄記念館の内容について質問をし、織田幹雄さんの銅像の建設を提案をいたしました。偉業の伝え方については、織田幹雄さんの偉業に併せて、人間としての魅力を周知するとともに、ポスターや動画の作成をすると答弁があり、織田幹雄記念館について、アスリートとしての足跡だけでなく、人として魅力を伝える展示をすると、そして銅像については、新公民館で織田幹雄さんの偉大さが伝わるような建物の整備をし、運営に取り組むとの答弁をいただきました。その後、新公民館の基本計画、策定も進み、検討されていると思いますので、具体的な答弁を期待して質問をさせていただきます。織田幹雄さんのPRポスター、動画はどの程度できておりますか。また、どのようなものに仕上がっている、仕上がる見込みでしょうか。二つ目、新公民館と織田幹雄記念館の運営は、これまでどおり、公民館の運営ではいけない、そう感じますが、どのように考えておら

れますか。三つ目、新公民館の運営を想定して、基本計画の発注に当たり、考慮したところはありますか。四つ目、提案した銅像の答弁にあった新公民館での偉大さを伝える運営については、具体的なものは決まっておりますか。以上、質問をよろしくお願いいたします。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）桑原議員の質問の１点目については私から、２点目の質問の２点目以降については教育委員会から答弁いたします。まず、災害対応についての質問でございますが、１点目については、共助の要である自主防災組織がない場合においても、自治会、民生委員などの地域のつながりで、助け合って避難をお願いしたいと考えております。しかしながら、自主防災組織の結成は地域の防災意識を醸成し、組織的に対応できることから、未結成の自治会については、町からの結成のお願いのほか、町の補助制度、広島県の自主防災組織育成強化事業の紹介・仲介など、積極的に設立についての支援をして参ります。２点目については、新庁舎の防災機能でございますが、耐震性に優れた建物構造であること、災害対策本部室の設置に十分なスペースがあること、非常用電源などのバックアップ機能が整備されていることなどが挙げられると考えていますが、基本構想の中で検討して参ります。３点目については、庁舎移転のスケジュールを考慮し、検討したいと考えております。４点目については、台風シーズンを迎えるに当たって、避難所への備蓄物資の搬入、開設手順書の作成のほか、防災情報メールの導入など、様々な準備をしております。できる限りの準備を行い、対応したいと考えております。次に、織田幹雄さんの偉業の伝承についてでございますが、動画の作成につきましては、織田幹雄さんの偉業と人間としての魅力を幅広い世代及び後世に伝えるため、海田町と織田幹雄、アスリート織田幹雄、人間織田幹雄など、織田幹雄さんの様々な側面を幅広く盛り込んだ動画にしたいと考えております。製作後は、小中学校での授業での活用や出前講座、ふるさと館などの公共施設での上映等による活用を考えております。スケジュールといたしましては、９月中旬にプロポーザル方式による業者と契約し、年度末までの完成を目指しております。ポスターにつきましては、日本人初の金メダリスト織田幹雄さんが海田町出身であること、三段跳びをしている織田幹雄さんの姿を背景にＰＲするものとなっております。９月中旬に完成します。製作後は町内以外の体育施設や公共施設に張り出すなどの活用を考えております。それでは、２点目の質問の２点目以降については、教育委員会から答弁いたします。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）桑原議員の質問に答弁いたします。2点目につきましては、新公民館、織田幹雄記念館の開館に伴い、新たなまちの魅力エリアとして海田町はもとより、広く町外からの多くの皆様に、その魅力を感じていただけるよう情報発信に努め、これまで以上に多くの皆さんにご利用いただけるような運営方法について、今後、検討を進めて参ります。3点目につきましては、先日の海田公民館整備特別委員会においてご説明申し上げたところでございますが、全ての施設利用者が、生涯学習の拠点として快適に利用できるような機能及び利便性を持たせるとともに、今後、長期間にわたって利用可能な耐久性を備え、かつ維持管理が容易に行えるような設計とし、また、太陽光発電や蓄電設備、自家発電設備の設置など、災害等に備えて防災機能を持たせることとしたところでございます。併せて、4点目につきましては、新しい公民館に織田幹雄記念館を併設するに当たり、展示の方法については、織田幹雄さんの偉業が来館者に分かりやすく伝わる手法を検討することに加え、公民館内の記念館以外の箇所についても、織田幹雄さんの偉業を建築物の形状や内装等の意匠に表現することを考えております。詳細につきましては、今後設計業務の中で検討をして参ります。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）それでは、再質問をさせていただきます。過去にない災害が近年起きてるという状況の中で、町長は、この災害に対して、どのような認識を持っていられるか、緊急課題であろうと思います。どのような認識を持ってらられるか、まずそこをお尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）午前中にもご答弁をさせていただいておりますが、基本的に未曾有の災害であるというような表現がよく出ております。未曾有でないように、きちっと準備できるように対応を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）自主防災組織の話が出ておりますけども、昼までに2名の、私の前に2名の方が災害の質問しておりますので、あんまり辟易するだろうと思うんですけども、海田町の安心安全を守るためには、やはりやっておかんきゃいけないこと、たくさんあると思うんですね。それは、自主防災組織に頼りきりというイメージが、私あるんですよ。46自治会の中で、15の自治会が、自主防災組織を制定しない、いうところなんですね。

3分の1が自主防災組織を持ってないんですよ。持ってらっしゃるところでも、はっきり言って、瀬野川の北口、山に包まれたこの旧国道沿いの方々。先日の大雨のときに、稲荷町のお寺の所、山崩れありましたね。そういったこともあるんですね。そこら辺りの平均年齢といえますかね、高齢化率というのは40パーセント近いんですよ。全体を言いますと、海田町は若い方がたくさん入ってらっしゃいますから、全体の平均値からいうたら20何パーセントかも分かりませんが、この旧国道沿いの住民の方々、これは40パーセント近い高齢者率なんですよ。それが、自主防災組織に頼りきりということでは、私は、全く機能しないいうふうに考えるんですけども、まず、そこはいかがでしょう。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）確かに、この西国街道沿いの高齢化率、町中よりも随分高いものと認識しております。ですから、自主防災組織に全て任せておくのではなしに、そういった、先ほど申し上げました、その、自治会もそうですし、民生委員さんもそうですし、また、その他のボランティアできる周辺の方、そういった方にもお願いしながら、災害弱者の方の避難行動、要支援者の方々の支援というのを行って参りたいと考えております。

○議長（久留島）桑原委員。

○8番（桑原）先ほど答弁の中で、その支援をしているということがありましたね。ただ支援というのは、どの程度の、どこまでの支援なのか、広島県の自主防災組織育成強化事業の紹介、仲介、ね。積極的に設立に支援をして参ります。第1答弁にあったんですけど、これはどういうものなのか。分かりやすく教えてください。

○議長（久留島）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）広島県の自主防災組織育成強化事業でございますが、設立をまだしていない自治会等に対しては、広島県の方からいろいろなノウハウを持ったアドバイザーが自治会に来られて、その役員決めであるとか、担当決めであるとか、どのような物品を揃えればいいのか、そういったところのアドバイスをくれるような事業がございます。それから、海田町におきましても、自主防災に関して防災資機材の購入の補助等々もありますので、そういったものを積極的に広めまして支援をしていただいきたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）あのね、自治会の総会なんか行ったらね、本当にね、70、80の高齢者ばっ

かりなんですよ。その中で、災害弱者を災害時にどうやって助けるか。これが第一、大事なんですよ、いろんなものの取り組み、計画を立てるということも大事ですけども、実際にそうなんです。皆さんご存じだろうと思いますけども、我々の新町の自治会入ってる、私が一番若者です、ね。私 67 歳ですよ。お前ら若いもんがって言われるんですよ。それだけ高齢者が集まったとこで、自主防災組織の話をして、ね、理解をしていただくということについては大変難しい。本当なんですよ。この旧道側から山側の方々、一貫田においては、80 歳以下が 2 名しかいない。そういうところで災害が起きたらどうするんですか。そこをしっかりと守ってあげなきゃいけない。これが安心安全まちづくりでしょう。そういったところを議論していただきたいと思う訳ですよ。80 歳の方が 70 歳の年寄りをこうやって抱えられますか。どうやって避難場所まで連れて行くんですか。それが具体的な、やっぱり取り組みでしょう。確かと言われるように、県からそういった、物資であるとかいろんなものの取り組み、これを説明する。私は海田町でも、はっきり言って、自治会の方へね、出前講座に来ていただいて、自治会の方に話をさせていただきたいと思う訳ですね。そこら辺りの話が出てこない。全部人任せ、自助ですよ、共助ですよ、最後に公助ですよ。みんな分かってます、そういうことは。でも、今回の災害のように、ね。海田公民館へ集まりました。3 時まで居て、ね。14 人の方ぐらいが集まって来られて、あの方どうしたんだと言ったら、真っ暗な時間にね、夜中の真っ暗なときに、よう出て来ないよと言われるんですよ。それを、どうして助けるかというのが、本来の行政の仕事なんです。そこを忘れて、計画だの、やれ、ね。そんなものばかり作っても意味がないでしょうということが、実際、これから起きる災害の姿なんです。どう思われますか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）やはり議員ご指摘のとおり、一人でも多くの方の生命、また全く災害死を出さない、そういったことが、やはり行政の務めだろうとは思っております。今現在、自主防災組織のお願いもしとるんですが、さらにそれを前進するような個別避難行動要支援者の個別プラン、一人ひとりに対して、どう避難させていくかというようなプラン作成も進めて参りたいと考えておりますので、そういったことを推進して参りたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8 番（桑原）庁舎の問題は、質問通告に出ておりませんのでしませんが、庁舎の移

転の問題で、もし移転となればね、そしたら、自主防災機能はどこになるかと考えたときに、公民館しかないんですよ、この辺りの、ね、公民館が災害対策機能、本部ではないと思いますけど、機能しなきゃいけない、というところなんですよね。それが、先ほどから庁舎の移転の問題、あらゆる議員から出てますけども、平成 20 年、ごめんなさい、30 年にある程度の形が出てくるだろうという話が出ておりますけども、それから、庁舎を建てる、移転をするということになると、5 年後、6 年後になる、順調に進んで、そこまでね、やはり待たなきゃいけない事実がある。もし、それがまた遅れるということになると、やはりその災害時において、我々建設産業委員会で 8 月の 1 日、2 日、熊本の庁舎の倒壊した現場へ行ってみました。かなりそれは悲惨な状況ですね。それは庁舎が倒れる訳ですから。崩れる。益城町の方の町並みへ行くと上から潰したような家並みがブルーシートにずっと隠れている、こういう実態を見ると、やはり防災機能あるいは耐震機能は充実させなきゃいけないというふうに思う訳で、町長、この、現庁舎、この耐震は行わないんですか、行うんですか。必要ないと思うんですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）現庁舎の耐震機能につきましては、今後、町長答弁にありました庁舎移転スケジュールに併せて検討をして参りたいと考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8 番（桑原）大変ね、奥歯に何とかで、言い難い話をしてらっしゃるんだろうと思いますけども、この庁舎の移転についてはですね、方向性が決まってるんだろうというふうには思いますけども、平成 30 年に、そういった今の状況を考えてみると、やはりそういった話が出てくるのか、ほんとうにどうか、というところもやはり不安に思ってる訳で、我々議員としては、連続立体交差事業の計画案、その後で庁舎の話はしようというふうに県からお話をいただいておりますというふうに、私は理解しております。もし、それが遅れるということになると、今の実情の中で、災害が起きる。今、災害の話をしていますからね、私は。庁舎の移転の話は、これは付随のものです。それが起きるとのことになると、ここの耐震機能はどうなんですか。4 月の 20 日に、NHKから、その広島市、広島県の 23 市町の中で耐震機能が危ぶまれているというところの町名では、安芸太田町と海田町、この 2 町の庁舎は震度 6 で崩れる可能性がありますという、はっきりマスコミで出とる訳ですよ。そこを受けて 20 年だ、30 年だやはり次のね、庁舎移転まで考えてませんというような話じゃあ、これはあまり危機管理がなさ過ぎるんじゃない

ですか。副町長、いかがですか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）現在、東部連立の、ということに関連して、これをできるだけ早い時期に、庁舎移転をですね、完了できるように、それをまず一生懸命取り組んで行くということが、まず一番重要になるかなというふうに思っております。で、先ほど来ご質問にありましたが、このスケジュール、これにつきましては、まず、海田町が、新しい役場庁舎にどういった機能を求めるのか、どいったものを作ろうとするのかといったようなものを県に協議をしていく、そういったことで、スケジュールが固まってくるということになりますので、そういった作業を今後急いでいきたいということでございます。そういった作業を検討する中でですね、この庁舎について耐震診断等、どういうふうに扱うのかについては、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）副町長は、県からいらっしゃった訳ですから、県の動向、おそらくその辺りのことは十分と掴んでいらっしゃる、その上での答弁だと思いますけども、もし、状況、私は、遅れると思っています、個人的な考え方で申し訳ないんですけども。そのときに、じゃ、この現庁舎を、今、耐震の問題をどうするんですか、するつもりはないんですか、必要性はないんですかということをお尋ねしとる訳です。そこをもう一度お願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（胡家）繰り返しのご答弁になりますけども、先ほど申し上げた考え方で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）分かりました。次に、お尋ねをしたいと思います。新公民館に織田幹雄記念館を併設するということでいろいろ論議をされておりますけども、私は織田幹雄記念館についてはですね、ずっと申し上げているのは、織田幹雄の銅像を建てていただいたらどうかということと言っとる訳ですけども、町として、ね、その建設については、なかなか難しいという方向で話をされてきたと思いますけども、そのやり方については様々なことができるんじゃないかというふうに思う訳ですね、何かの補助金、ね、アスリート育成、スポーツ補助、ね。いろいろな補助金を国からか県からかっていうことについてはね、私は専門家でないから分かりませんが、どうかその辺りのことは考え

ていただけるかどうか、まずそこからお尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）企画部長。

○企画部長（鶴岡）織田幹雄さんの銅像の建立、建設につきましては、行政の方で銅像を造って住民の皆様に提供するというものではなくって、住民の皆様の思いが形になったものというふうに考えております。その過程の中で、行政、町の方がどの程度関わっていけるのかというのは、その都度その都度の議論になってこようかと思っておりますけれども、現時点では、町の方が銅像を建立するという考えは持っておりません。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）何度も言われとるんで、どうだろうなという思いはしておりますけども、それでは町民の方がね、そういった意識を持って、じゃあ銅像を建てようではないかという、何かの団体、何かの意識が働いたときには、町長、山の上に建てる訳にはいかないのでね、庁舎の近くなのか、今の新公民館の近くなのか、駅なのかは分かりませんが、仮にそういう機運が高まって、やるとすれば、場所は提供していただけますか。

○議長（久留島）町長。

○町長（西田）今、企画部長が申し上げましたように、そういった機運が盛り上がって、できるという形になったときには、相談をきちっと受けたいというふうに考えております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）織田幹雄先生のことですね、今回の60周年記念のときに、いろいろ講演があったりなんかするってね、早稲田カラーのシャツを作ったり、いろいろ努力をされておると思いますが、私は、せっかく、ね、半世紀に一度、この大きな事業ですから、ここは、私は提案したいところがあるんですね。織田幹雄といえばやっぱりスポーツということですね、やはり、高校生、中学生、小学生がスポーツになじむ、将来のアスリートを作るという町長のね、方針もある訳ですから、ここは公民館にそのアスリート養成、育成、あるいは学校から体育授業を終えて、クラブ活動を終えて帰ってきた子どもたちが、新公民館で、もう一度、体を作り直す。そういったスポーツ機能を有する計画、要するにそういったジムのものね、作っていく、それは、織田幹雄記念館に併設する必要があるんじゃないかというふうに思いますが、教育長、いかがですか。

○議長（久留島）教育長。

○教育長（田坂）桑原議員のご質問に答弁をいたします。おっしゃられるとおり、織田幹

雄先生は、本町から輩出されたトップアスリートであり、また、世界に通用する人間としての魅力ある方でございます。そのご功績を称えるということで、織田幹雄記念館を併設させていただく訳でございます。一方で、公民館の機能といたしましては、生涯学習、社会教育の充実から、また、まちづくり、それから今おっしゃられた体育的なスポーツの向上ということ、数多くの目的とか趣旨を持っております。その中でどのような機能を特に持たせるかということについては、今後、検討していくところでございますけれども、現在の公民館の機能をまずは継続するということでございますので、現時点の構想としては、ジムという形で特化したものは構想の中には入ってございません。ホールが体育館といいますか、運動ができる設備となっておりますので、そういったものをどのように生かすかということで対応できればと思いますけれども、いずれにいたしましても、議員の皆様方に、また途中の経過をご報告させていただきながら、構想を練って参りたいというふうに思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○8番（桑原）9月にプロポーザルね、これである程度決まってくる訳でしょうけども、構想的なものは教育委員会の方で町長と話しながらでしょうけども、決まっていくなだろうと思いますね。これは機能っていうものに対して、どのように、今までの公民館、公民館機能だけなのか、せっかく織田幹雄記念館を併設されるということで、オリンピックの金メダリストに憧れるアスリートたち、これは言ってますよね、アスリート育成、それをどう育っていくのか、学校でトラック走りますよいうだけでは、おそらく、アスリートは育たない、ね。うちの議員が総合公園にトラックを作ってほしいという意見もあります。ここら辺りも十分考えていかないと海田町が推し進めている織田幹雄、ね。それを、やっぱり後世に残していく。子どもたちがトップアスリートを目指して、2020年には東京オリンピックへ出るんだという思いで頑張っていていただくについては、やっぱり考慮しなきゃいけないいうふうに考える訳ですけども、そこら辺りはどうですか。

○議長（久留島）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）先ほど来からトップアスリートの育成ということでお話の方、ご指摘いただいております。実際に、中にどういったものを入れるかっていうのも、今後基本計画の中で調整しなければいけないところでございますが、その中でも、やはり町内で活動されている外郭団体、体協であったり、織田幹雄スポーツ振興会であったり、この辺りも、特化したような形で少年少女たちに指導の方をしているところでございま

す。この辺りも巻き込んだような形で、あの中で何かができるのではないかというよう
なところでも、やはりいろいろ模索していかなければいけないと思っております。また、
トップアスリートの育成につきましても、町内の企業の方、企業の中にですね、社会人
で活躍されてる方もいらっしゃいます。この辺りも招聘しながら、あそこの中で何かを
やっていきたいというような形では思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○８番（桑原）はい、分かりました。今日３人が災害に対して質問をした訳ですけども、
なぜ、危機管理監が今日は出ていらっしゃらないんですか。必要ないと思いませんか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）本日、危機管理監の方を出席させてないのは、我々の方で答弁できる
ということで危機管理監は出席をさせておりません。

○議長（久留島）桑原議員。

○８番（桑原）なぜですか。顔も見たことない方ですよ、挨拶には来られた、ね。議会へ
出て、今の危機管理の話を、３人がした訳ですよ。災害対策、ね。台風、ゲリラ豪雨、
地震、それに対して３人の議員が質疑した訳ですよ。質問した訳ですよ。何で、危機管
理監が８月１日から就任されたのに、出てらっしゃらないんですか。おかしくないです
か。副町長、どうですか。

○議長（久留島）総務部長。

○総務部長（丹羽）はい、確かに危機管理のプロではございますが、我々の説明で、ご理
解いただけるものと判断して、この度は出席をさせておりません。

○８番（桑原）終わります。

○議長（久留島）本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規
則第 23 条の規定により、これにて延会といたしたいと思いますがご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とすることと決しま
す。なお、明日も、午前９時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日
はご苦労さまでございました。

午後４時１４分 延会